

平成24年9月5日（水曜日）

議事日程第3号

平成24年9月5日（水曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	23番	佐々木	勝二	議員
	20番	鈴木	和夫	議員
	4番	作佐部	直	議員
	7番	高橋	信雄	議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任

第4. 提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（29人）

1番	渡部	功	2番	伊藤	岩夫	3番	佐々木	隆一
4番	作佐部	直	5番	堀川	喜久雄	6番	湊	貴信
7番	高橋	信雄	8番	渡部	聖一	9番	若林	徹
10番	高橋	和子	11番	堀	友子	12番	佐藤	勇
13番	今野	晃治	14番	今野	英元	15番	渡部	専一
16番	大関	嘉一	17番	長沼	久利	18番	伊藤	順男
19番	佐藤	賢一	20番	鈴木	和夫	21番	井島	市太郎
22番	齋藤	作圓	23番	佐々木	勝二	24番	本間	明
25番	佐々木	慶治	26番	佐藤	讓司	27番	土田	与七郎
29番	村上	亨	30番	三浦	秀雄			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部	誠	副市長	藤原	由美子
副市長	石川	裕	教育長	佐々田	亨三
企業管理者	藤原	秀一	総務部長	阿部	太津夫
企画調整部長	土田	隆男	市民福祉部長	大庭	司
農林水産部長	佐藤	一喜	商工観光部長	渡部	進
建設部長	伊藤	篤	矢島総合支所長	佐藤	晃一
岩城総合支所長	今野	光志	由利総合支所長	三浦	貞一

大内総合支所長	伊藤久	東由利総合支所長	佐々木喜隆
西目総合支所長	佐々木政徳	教育次長	佐々木了三
消防長	伊藤敬一	総合政策課長	原田正雄

議会事務局職員出席者

局長	三浦清久	次長	佐々木智
書記	高橋知哉	書記	小松和美
書記	鈴木司	書記	今野信幸

午前 9時30分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（渡部功君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（渡部功君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

23番佐々木勝二君の発言を許します。23番佐々木勝二君。

【23番（佐々木勝二君）登壇】

○23番（佐々木勝二君） おはようございます。会派フォーラム輝の佐々木勝二でございます。きのうの一般質問と重複する項目もございますが、きのうはきのう、きょうはきょうということで、よろしく願いいたします。

オリンピックイヤーとなったことしは、ロンドンで開催されました。日本人選手の活躍は大変すばらしいものがあり、感動させられた一人であります。日本は経済大国でありながら、人口の減少に歯どめがかからない中であって、人口の多い諸大国に一步も引けをとらずに、日の丸を背負って堂々と技を競い合った姿に、心から大きな拍手を送りたいと思います。

また、本市出身の五十嵐俊幸選手が、WBCフライ級のチャンピオンになったこともすごいことで、本当によく頑張ったと褒めたたえたいと思います。アマチュア時代にはインターハイ、国体、アテネオリンピックなどで活躍され、今度はプロとしての努力と精進の積み重ねが大輪の花を咲かせたのでしょう。これからはいろいろと目標にされる立場となります。日々の努力と精進を重ねて頑張りたいと心からエールを送り、加えて市民栄誉賞の受賞に対しても、おめでとうございますと申し上げます。

それでは、さきに通告しておりました順番に従いまして質問をいたします。

大項目1、不適切な事務処理や職員の不祥事再発防止策について伺います。

そもそも世の中、人間社会の中にあっては、一般の会社、家庭、学校、そして役所、そこにはそれぞれいろいろな性格や特徴を持ち合わせた人々がかかわって成り立っています。そして、人には完全無欠で完璧な人物は存在しないとよく言われます。だから種々の問題が発生し、日々、解決・解消しようと考え、相談・協議に相当多くの時間を

費やしているのではないのでしょうか。

それにしてもこのたびは、公用車の車検切れ、側溝汚泥の不適切な処理、養護老人施設の利用費請求忘れ、市職員の迷惑行為、そして花立グラウンドのり面修繕工事の予算超過の請負契約などが相次いで発覚しました。これらは担当職員の初歩的ミスや市職員としての責任感や倫理観の欠如、そして何よりも上司をも含めた職員間の連携・連帯、確認・相談などコミュニケーションの不足が要因となっていると私は考えます。

この事案に対しては、市長に対して渡部議長名で、議会の総意として、職員に対して事務執行の適正化、綱紀粛正の徹底、問題発生の原因を究明し、再発防止のための対策を講じることと、市民の信頼回復に向けた具体的対応策について、書面での報告を申し入れていますことは御案内のとおりであります。

きのうもございましたが、この申し入れに対しては、不祥事等の再発防止策と職員の行動指針の策定についてということで書面で回答がありました。

中身については、組織内コミュニケーションの向上と連携強化に向けた各所属長による職員面談とか挨拶の実施、業務量のヒアリング、セクハラ・パワハラ防止要綱を策定して相談員を選任するなど、また、由利本荘市不祥事等再発防止検討委員会を設置して、問題発生原因の検証と再発防止に努めるとありました。いずれも賢明で、とても大事なことでありますが、これは当然の対処であり、想定内のことと思えます。

ただ、万能薬はあっても特効薬がないため、なかなか難しい問題であると思っています。

私は、もっと具体的に、日々、人間的な職場のつき合い方から始めたらどうかと思います。平成17年の市町合併以来、行政区域は広くなり、反面、職員数の減少が職員一人一人の担当業務負担量に大きく左右され、そして、なれたころには新しくふなれな部署への適材適所と言われる配置がえがあったりして、その都度、引き継いだり、引き継がれたり、なかなか緊張感が抜けない、疲れる職場ではないのかと日ごろから私は感じていました。

このたびの問題発生 of 要因については、所属長をも含めた職員間のコミュニケーション不足が一つに考えられると思っています。日常のコミュニケーションや意思の疎通をどうなされているのか具体的にお伺いします。

また、職員の意識改革も重要なポイントであります。職場の所管に適した一泊の研修視察を実施し、その後に、ちまたでよく表現されます飲みケーションによる、上司と部下の意見交換や親睦の場をふやし、お互いの仕事のこと、人生の相談や将来のこと、家庭内のことなどを気軽に話し合う場面をつくってはどうかと思います。以前は所管内の研修視察があったやに聞いておりますが、これらの実例を踏まえての充実策についてどのようにお考えかお伺いします。

また、上司の指導内容については具体的にどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

2番目に移ります。震災の瓦れき処理についてであります。

昨年3月11日に発生した東日本大震災から、1年6カ月経過しようとしています。これまで被災地の復旧・復興は全国規模で取り組まれており、今なお懸命な作業が続けられております。被災地の人たちの前向きでひたむきな行動や、元気よく気丈に振る

舞っている催し物を伝える報道を垣間見たときは、少しばかりほっとしますが、まだまだ安全・安心とは言えません。とにかく厄介なのは、福島第一原発の事故による放射能漏れが自然界の人間や動植物にどう影響するかであり、検証と対策を慎重に行っていかなければならないことでもあります。

さて、本市の瓦れき処理については、災害廃棄物の広域処理に関するフローの資料で御説明がありました。検討委員会の立ち上げ、当該地域の住民説明会の開催、野田村など被災地の状況視察、秋田県との災害廃棄物の再処理委託契約の締結、そして試験的な震災瓦れきの受け入れ、試験焼却と焼却灰を2カ所の最終処分場に埋め立てを行っています。その間、放射線量や放射性セシウム測定などの結果報告を踏まえ、今期定例会初日に本市が受け入れを表明したことで、ほぼ予定どおりに進捗していると考えられます。

これまで行われた住民説明会では、さまざまな質問や意見があり、受け入れに賛成と反対の意見がそれぞれあって、本市はその都度、受け入れについての理解と検証を深めたものと思っております。

岩手県から秋田県への可燃瓦れき処理要請量は、ここに至って4割も減少し、秋田県の受け入れ分は3万4,200トンから2万トンになったと新聞報道がありました。これは全国各地での瓦れき受け入れの体制が整ったために、受け入れ量が分散されることになったとしています。変更された岩手県自治体の内訳を見れば、宮古市5,200トン、久慈市3,000トン、野田村1万1,800トンであります。また、受け入れが決まった秋田県の自治体は、秋田市、横手市、由利本荘市の3市と、湯沢雄勝、大仙美郷の広域組合の2組合になったと報道されています。

岩手県と秋田県との間では、災害廃棄物に関する覚書が締結——これはことしの3月8日でございますが、されております。その内容については、排出元、被災市町村は、野田村と宮古市に限定されております。したがって、報道された久慈市の可燃瓦れきはどうか取り扱うのか。受け入れする瓦れきの数量減の影響で、国の追加支援策も変わってくるのかどうかであります。

そこでお伺いします。

(1) 受け入れ量の減少に伴って県や市の対応は。

それから、(2) 久慈市の可燃瓦れきの処理についてお伺いします。

また、8月30日付の魁新報の報道では、大仙美郷の事業組合が5,200トン、秋田市が1万9,770トン、湯沢雄勝広域組合が1,730トン、横手市が1,960トン、由利本荘市が900トンで、合計2万9,560トンとなります。岩手県の要請数量と秋田県の受け入れ可能数量の差異がここで明らかになっています。さらに、大仙美郷の5,200トンは宮古市の予定量であります。したがって、2万トンから宮古市の分を差し引くと1万4,800トン。そして久慈市の3,000トンをさらに差し引いた場合、1万1,800トンが野田村の予定数量となり、本市を含めた3市1組合で受け入れ処理することとなった場合、それぞれの地域の受け入れ数量が予定変更となるのではないかと思います。このことも含めて、どうなるのか。

(3) 秋田県との災害廃棄物の再処理委託契約の内容についてお伺いするものであります。

大項目の3つ目であります。発光ダイオード(LED)の庁舎内照明の切りかえにつ

いてであります。東日本大震災の発生以来、石油や天然ガス、石炭などを活用したエネルギー発電にプラスして、太陽光、風力、地熱、バイオマスなど再生可能エネルギーを大いに活用しようとした動きが活発になってきています。

加えて、地球温暖化対策や夏場の消費電力不足に備えて、自動車業界はもちろんのこと、冷蔵庫や洗濯機、エアコンなどの家庭電化製品など、省エネ、節電に対する研究開発が、官民挙げてその活発化に拍車をかけて、どんどん新製品が全国的に出回り、その商品知識を詳しく理解するのに苦慮する場面が多くなりました。

節電といえば、何といたっても照明であります。新聞報道によれば、政府は従来の白熱電球の製造をことしでやめるよう業界に要請しているとして、LED電球など節電効果の高い照明への切りかえを加速させる狙いがあるようであります。

LED電球は、調べでは、白熱電球に比べて消費電力が20%前後で済み、寿命は約40倍、電気代などのコストは大幅に低く抑えられるようであります。ただ、40ワットタイプの白熱電球の価格が100円程度に対し、LED電球は1,000円から3,000円と割高な点が普及のネックとなっているようであります。

しかし、調査会社の電球を含めたLED照明全体の市場規模予測によると、2010年と2011年の比較では865億円から1,650億円となり、倍に近い数字を予測しているようであります。

さらに、ことしに至っては大手メーカーの努力により、従来の直管型蛍光灯のかわりに取りつけ可能で、工事を必要としないLED照明が発売されています。

あるメーカーのカタログを参考にすれば、直管型蛍光灯の価格は1万2,500円から1万7,000円程度となり、決して安価ではありません。しかし、LED照明に切りかえた場合は、従来の蛍光灯と比較して、インバーター方式の蛍光管でもおよそ7年間で初期投資の回収ができるとありました。

また、新聞報道からの一例であります。秋田市では市内全ての防犯灯をLED照明に切りかえるとありました。秋田市の試算によれば、LED化により、電気料金は年間9,300万円から約半分以下の4,000万円に下がる見込みとなり、LEDの耐用年数の10年間は、市や町内会が負担していた年間約1億円の灯具交換補償費がいらなくなると締めくくっています。

そこでお伺いします。

本庁舎内照明の切りかえについて、（１）想定される予算見込み額は。（２）電力量の比較試算はどうでしょうか、お伺いします。

また、現在の総合発展計画にはLED化が予算計上されておらず、計画がないことから、試算して次期発展計画の中に予算コストを考える意味で、（３）モデルケースとして総合支所1カ所の照明切りかえの考えはについてお伺いいたします。

大項目4、文化交流館カダーレの施設使用料についてであります。

カダーレは昨年12月19日の開館以来、今日まで多くの来館者でにぎわい、その名にふさわしく市の中央地区の核施設として、また、文化の情報発信基地として、その役割を遺憾なく発揮しております。特に、市民活動室やギャラリーなどを主会場にイベントが毎週のように開催されていて、市民の皆さんも随分と楽しまれているようです。

ただ、これからの課題としては、トイレが狭く、戸が重いとか、館内が迷路のようだ

とか、あるいは駐車場が狭いというような市民の声が寄せられているのも事実であります。今後の対応策に期待したいと思っております。

さて、市民の皆さんがこの文化交流館カダーレを使用する場合には、施設使用料や附属設備・備品等の使用料が発生します。大ホール、楽屋はもちろんのこと、市民活動室、ギャラリー、スタジオ、会議室、和室、茶室、自然科学学習室など、フルタイムの場合や、あるいは1時間当たりと細かに設定されております。また、附属設備・備品については、舞台にかかわる設備・備品から始まり、音響設備・備品、照明設備・備品、その他としては、ピアノ、指揮台、譜面台、椅子、白布、持ち込み器具使用の電気料まで、1時間当たり幾らというように設定されています。ほかにも事細かく使用料が設定されていて、本市の抜け目なさ、したたかさにしっかりしているという印象を受けています。

一方、本市では、公の施設使用料の減額・免除取扱要綱なるものがあります。その中の第2条、使用料の減額・免除の適用区分で、小中学生で組織する団体、スポーツ少年団や中学校の部活動などで当該団体が本来の目的で利用するとき。そして、減額率については、入場料を徴収して使用する場合は除き、小中学生で組織する団体は免除とし、市内の高等学校、大学等の団体は5割と定めています。

ここで参考事例を紹介します。

新山小学校では、毎年3月、吹奏楽部による松ぼっくりコンサートを開催しています。昨年は旧文化会館を使用して、その使用料は、舞台設備、音響設備、照明設備、リハーサル、基本料、冷暖房料、締めて4万6,200円となりました。ことしの3月はカダーレを初めて使用して、施設使用料については、大ホール、楽屋、市民活動室などを使用して4万8,500円となり、さらに設備使用料では、舞台に関するもの、照明セットや音響、ピアノ、指揮台、譜面台、使用電気料などを合わせて6万4,880円、締めて11万3,380円となり、昨年と比較して6万7,180円オーバーしています。

また、本荘由利地区吹奏楽連盟主催のバンドフェスタでは、小・中・高校、一般の参加となり、毎年5月開催していますが、同じように、昨年とことしを比較した場合、ことしは施設使用料について5割免除しているものの、6万8,354円から14万5,710円となって、7万7,356円の予算オーバーとなっています。

どちらもイベント規模は同じでも倍以上の精算となっていて、担当幹事さんや御父兄の皆さんの深いため息が聞こえてくるような気がします。子供たちにとっては、日ごろの練習の成果を親や家族、親戚、そして市民の皆さんに御披露する唯一の機会でありませぬ。イベントコストがかかり増しにならないようにすべきであると思えます。

本市の吹奏楽の発表イベントは、これから芸術の秋に向けてカダーレにおいて2回ほど予定されているようです。由利本荘市の学校生徒が大半を占める発表の場であることから、由利本荘市公の施設使用料の減額・免除取扱要綱が定めるところの文化交流館等公共施設使用料の整合性についてお尋ねをするものであります。

大項目の5番目に移ります。学習生活支援員の配置についてであります。

ことしの4月に実施された全国学力テストの結果が発表され、5年連続で秋田県の小学校、中学校がともに全国のトップクラスと、紙面で活字が踊っておりました。このことは大変すばらしいことで、教育現場を預かる先生方、家庭での予習・復習に余念がない児童生徒、そして家庭環境と学校環境が良好なこと、これら全てがうまくかみ合っ

のことだと、これまた褒めたたえたいと思います。欲を言えば、この調子で世界のトップ級をも目指していただきたいものだとエールをお送りします。

さて、このような偉業の陰には、学習生活支援員、いわゆる学校生活サポート、調理員、校務員、図書補助員などの臨時嘱託職員の存在と働きが大きく貢献していると言っても過言ではないと思います。

この臨時嘱託職員の雇用期間が本市では4年と規定されていて、再雇用はできない仕組みになっています。雇用期間がなぜ4年なのか、その根拠についてお尋ねをします。

他市の学校生活サポートの雇用実態については、横手市が10年、鹿角市が5年として、1年インターバルを置けば再雇用がかなうとか、小坂町では1年契約ではあるが毎年更新できるという実例があります。

私の考えとして、例えば学校生活サポートとして1年間でも数年でも地域の学校に携わった場合、学校の校風、地域の環境、風土を肌で感じとることができていて、何よりも子供たちとの触れ合いの中で、学校教師とは違う雰囲気や情緒を持ち合わせて接していると思います。また、実績を重ねることにより、教職員のよきサポーターとして、時には相談相手としての役割もできるのではないだろうかと思っています。そのような学校生活環境であれば、なお一層、教職員は児童生徒に正面から向き合う機会が多くつくれることになり、児童生徒のちょっとしたシグナルをキャッチできるのではないかと私は思います。学校生活サポートの雇用契約の期間を4年と定めず、その人の実績を生かす工夫を、あるいは制度を考えてみるべきだと思います。

そこで、学校生活サポート、調理員、校務員、図書補助員など臨時嘱託職員の雇用実態について、今後どのように考えるかお伺いします。

次に、大項目6、岩城・松ヶ崎統合小学校建設の進捗状況についてお尋ねをいたします。

統合小学校建設地の現場は、造成工事が終了し、いよいよ校舎や体育館などの本体建設工事に取りかかる段階であります。ソフト面では、校名・校章・校歌の決定についての諸準備、また、スクールバスの運行計画案の策定、そして岩城・松ヶ崎統合小学校開校準備委員会の設置など、抜かりなく計画どおり進んでいるように感じています。

特に懸案でありました松ヶ崎小学校児童の中学校進学については、現在の6年・5年生に限り岩城中、または本荘北中を自由選択できるとの御提案には、異論がないようであります。

松ヶ崎スポ少の子供たちは既に、近い将来を見据えて、岩城のスポ少と合同練習を開始しています。また、中には、新山のスポ少と一緒に練習を行っている児童もいるようであります。

さて、私の手元には、統合小学校の平面的見取り図はあっても、完成予想図、イメージ図がなく、何とも想像の域を脱しきれませんが、完成した後は地域のシンボルとして、また、地域に開かれた学校としての役割を担ってもらいたいと思います。

地域では、教育委員会が主体となって、地域の代表やPTAの代表、有識者などによる統合小学校建設委員会が発足して、いろいろな作業が進められています。さらに開校準備委員会も設置されたとのことで、ますますその機運が高まったように思えます。

そこで、学校の建設については、市民や地元の思いが十分に反映されるような委員会

であってもらいたいと思っています。例えば、学習環境について言えば、机や椅子は新調するのでしょうか、黒板はどうですか、ピアノや楽器はどうしますか、校舎の色調やスクールカラーはとか、その他考えられる学習にかかわることで細部にわたる協議をお願いしたいと思います。また、スポーツ少年団の活動に見合った施設と用具についても十分に協議していただきたいと思っています。

学校建設について市民や地元の思いが反映されているかについて、教育長の考えをお伺いするものであります。

次、大項目7、本市の県への要望書から漁港整備補修に伴う県単補助事業の創設についてお伺いします。

本市の漁港の整備にかかわる質問について、私はこれまで何度も、手をかえ、品をかえて現状の課題を問いながら、解決の方策を探ってきて今日に至っています。きのうも齋藤作圓議員から漁港整備問題についての質問がありましたが、それだけ漁業関係者にとっては切実な問題となっています。市当局としても、国の方針が変わった今、何とか打開策を見出そうとしていることに対して感謝いたします。

ことしも県への要望書の中に、本市の漁港施設の長寿命化のための施設補修に対する県単補助事業の創設という、松ヶ崎漁港・西目漁港の老朽化施設の補修の要望と、航路・泊地などのしゅんせつなど、安全確保を目的とした県単補助事業の創設という要望が含まれています。このことを直接、県担当者に要望したのですから、その答えとなる（1）事業の見通しについての手応えをお伺いします。

また、松ヶ崎漁港については、毎年、港内と航路をしゅんせつするだけの整備事業となっています。次期総合発展計画に盛り込まれるような、希望が持てる（2）松ヶ崎漁港の今後の整備計画について、市長の考えをお伺いします。

以上、7項目にわたっての質問であります。市当局の答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、佐々木勝二議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、不適切な事務処理や職員の不祥事再発防止策についてにお答えいたします。

去る8月9日と21日に開催した再発防止検討委員会において、問題の発生原因を検証した結果、共通する点は、議員が言われるとおり、組織内のコミュニケーションと管理・チェック体制の欠如でありました。

昨日、齋藤作圓議員、佐々木隆一議員、佐藤譲司議員の御質問にもお答えしましたが、再発防止のためには、私は何よりも職員一人一人の自覚と抜本的な意識改革が必要不可欠であると認識しており、現在、由利本荘市職員行動指針の策定に向け、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

職場の意思疎通を図る具体的な取り組みにつきましては、朝礼や定期的なミーティングの開催など各職場で工夫を凝らしておりますが、全庁的には、挨拶の励行の徹底、所属長による全職員との面談などを通じて、気軽に助言や会話ができる風通しのよい明る

い職場づくりを目指しております。

私は、理想的な組織づくりのためには、最も基本的な挨拶の励行のほか、課内旅行や定期的な懇親会の実施も大変有効な手段であると考えており、私自身、機会あるごとに各部署の職員と懇親の場を持ちながら意見交換を行っているところであります。

また、業務、職場を統括する管理職には、部下の模範となるべく行動と職員の指導監督の徹底が求められておりますが、業務の遂行には何よりも、職員の意欲とチームワーク、心身の健康が大切であると考えております。

早速、7月には所属長へ全職員との面談を指示し、人間関係や業務量、健康状態、家庭状況など、公私にわたり職員の現状把握を行うとともに、日常の声かけの中から、職員の異変等に注視し、円滑な組織の運営に努めるよう指導したところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2、震災の瓦れき処理について、(1)受け入れ量の減少に伴って県や市の対応はにお答えいたします。

去る8月7日に環境省から、広域処理が必要な災害廃棄物の量に関する見直し等の結果が公表され、岩手県から秋田県への広域処理要請量について、木くずについては受け入れ要請量がゼロになったほか、可燃物についても約3万4,000トンから2万トンに減少いたしました。

これを受けて、秋田県から8月9日付で、既に処理を行っている大仙美郷環境事務組合のほか、試験焼却を終えている本市、秋田市、横手市及び湯沢雄勝広域市町村圏組合の3市2事務組合に処理を依頼し、それ以外の市町村へは広域処理を依頼しない旨の文書を受け取っております。

市といたしましては、県の方針を踏まえ、また、隣県の一員として一日も早い復興の手助けになるよう、岩手県野田村の災害廃棄物の本格受け入れを行うこととし、9月25日からの受け入れに向け、事務を進めております。

本市の受け入れ量といたしましては、当初計画のとおり一日最大6トンで、平成24年度が10月末までに約150トン、平成25年度は4月から10月末までで最大750トンを見込んでおります。

(2)久慈市の可燃瓦れきの処理についてにお答えいたします。

久慈市の災害瓦れきについては、岩手県から秋田県への広域処理要請量の2万トンに含まれております。

しかし、久慈市が岩手県に対し災害廃棄物処理の事務委託について依頼していないことから、両県が取り交わしております災害廃棄物の処理に関する覚書には、久慈市の災害廃棄物の広域処理については記載されていない状況であります。

このことから、秋田県から本市に対して受け入れ要請はありませんし、久慈市から直接の要請もない状況となっております。

また、久慈市から要請があった場合でも、試験焼却の実施などに多くの時間を要するほか、来年度には本荘清掃センターの基幹改良工事が始まることから、受け入れは難しいものと考えております。

本市といたしましては、秋田県と岩手県が締結した災害廃棄物の処理に関する基本協定書及び覚書の枠組みの中で広域処理に協力するものと考えており、現在進めておりま

す野田村の災害廃棄物の処理を進めてまいりたいと考えております。

次に、（３）秋田県との災害廃棄物の再処理委託契約の内容はについてお答えいたします。

本格受け入れに係る秋田県との災害廃棄物処理業務委託契約については、今月中旬には締結できるものと考えております。

契約内容といたしましては、秋田県と岩手県が締結した災害廃棄物の処理に関する基本協定書に基づき、岩手県内の災害廃棄物の焼却処理及び埋め立て処分を本市が受託するほか、処理数量、業務委託料及び履行期間等について定めております。

受け入れ予定数量につきましては、佐々木議員御指摘のとおり、当初より半分近くに減りましたが、本市の受け入れ処理数量につきましては、今年度は予定どおり約150トンを見込んでおります。

来年度については、現在のところ約750トンを予定しておりますが、野田村の状況を見て秋田県と協議し、新たな委託契約を結ぶこととなります。

また、災害廃棄物の搬出場所、搬入場所及び種類等についても明記されており、今後はこの契約に基づき履行してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、３、発光ダイオード（LED）の庁舎内照明の切りかえについての（１）想定される予算見込み額はについてお答えいたします。

現在、電球タイプのLEDは価格低下が貢献し、白熱電球の販売数を上回るほど普及しておりますが、蛍光管タイプのLEDについては、普通の蛍光管に比べると依然としてかなり高額な商品になっております。

市役所庁舎は40ワットの直管タイプの蛍光灯を多く使用しており、また、直管のLEDに交換する場合は、現在使用している蛍光灯器具が老朽化しているため、器具そのもの、または安定器の交換が必要となります。

こうした切りかえに要する経費は、市役所庁舎全体で、蛍光灯器具646台、LED蛍光管1,194本、これに交換・取り付け費用を含めて約2,670万円になるものと見込んでおります。

次に、（２）電力量の比較試算についてお答えいたします。

LEDの消費電力は各メーカーにより多少異なりますが、直管の40型LEDの場合、約28ワットになるようであります。

市役所庁舎全体の照明に関しての電力量と電気料金についてであります。月22日平均で一日当たり8時間、全体の使用率を80%とし、業務用電力1キロワットアワー当たり13円で試算した場合の1年間の合計は、普通の蛍光管の場合は約7万4,000キロワットアワーで96万2,000円、一方、LEDの蛍光管の場合は約5万2,000キロワットアワーで67万6,000円と試算したところであり、28万6,000円ほど軽減される見込みであります。

次に、（３）モデルケースとして総合支所1カ所の照明切りかえの考えはについてお答えいたします。

LED照明は、消費電力が少なく、長寿命、環境に優しい性能となっており、今後、公共施設への導入は必要なものと考えております。

平成25年度予算に総合支所1カ所についてLED照明に切りかえる予算措置をしたらどうかという御提言であります。蛍光管のLEDの単価が高額で推移していることな

どもありますので、導入について予算を含めて検討してまいります。

次に、4、文化交流館カダーレの施設使用料について、文化交流館等公共施設使用料の整合性についてお答えいたします。

文化交流館カダーレの使用料金については、本荘文化会館及び県内のホールを有する施設の料金を参考に決定したものであります。

本荘文化会館では、楽屋等の使用料金を設定していなかったことや冷暖房費が別途料金となっていたことなどから、カダーレとは単純比較はできないものと考えております。

御質問の事例については、リハーサルの有無や設備・備品等の種類、数、使用時間の相違により、前年と比較し使用料が増加したものと思われまます。

カダーレにつきましては、施設の特異性もあり、他の公の施設とは別に独自に使用料の減免について規定しておりますが、ことし4月からは由利本荘市公の施設使用料、減額・免除取扱要綱の施行にあわせ、カダーレでも減免規定の見直しを行っております。

この見直しにより、スポーツ少年団や部活動などでの使用については、会議室等の一般的な部屋の使用は免除としたほか、ホール等については、本荘文化会館では2割の減額でありましたが、カダーレでは5割の減額として子供たちの活動に配慮いたしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、学習生活支援員の配置について、学校生活サポート、調理員、校務員、図書補助員等、臨時嘱託職員の雇用実態について、6、岩城・松ヶ崎統合小学校建設の進捗状況について、学校建設について市民や地元の思いが反映されているかについては、教育長からお答えいたします。

次に、7、本市の県への要望書から漁港整備補修に伴う県単補助事業の創設について、(1)事業の見直しについての手応えはにお答えいたします。

平成24年7月2日付で、県に対し、漁港整備・補修に伴う県単補助事業の創設について要望しております。

これは、漁港施設の長寿命化のための施設補修及び航路・泊地等のしゅんせつなど、安全確保のための県単補助事業の創設であります。

県では、基本的に漁港施設の維持管理は漁港管理者の責務であり、県単補助事業の創設は困難との見解であります。

ただし、国庫補助事業の採択に向けては、松ヶ崎・西目漁港等県内の一部漁港が長寿命化に係る施設補修についての補助採択要件を満たしていない状況であることから、県としても国に対して要件の緩和を働きかけているとのことでもあります。

市といたしましては、これらの状況を踏まえ、国庫補助事業による採択を目指し、引き続き国・県へ要望してまいります。

次に、(2)松ヶ崎漁港の今後の整備計画についてにお答えいたします。

松ヶ崎漁港の整備については、昭和41年度に事業着手し、平成21年度まで国の補助事業で整備してまいりました。

その間、漁業者の高齢化や後継者不足による漁船の減少に加えて、補助事業等の再編・統合により採択要件に満たなくなったことで、漁港整備については休止せざるを得ない状況となったところでもあります。

当初計画については、5カ年ごとに見直しを行いながら現在に至っているところであ

りますが、今後の整備についても、多額の費用がかかることから市単独事業での実施は困難でありますので、県とともに国に対し補助事業の採択要件の緩和を働きかけてまいります。

なお、今後とも漁船の安全な出漁のため、地元漁業関係者と十分な話し合いを重ねながら、引き続き航路・泊地のしゅんせつを行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 佐々木勝二議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

5、学習生活支援員の配置についての、学校生活サポート、調理員、校務員、図書補助員等、臨時嘱託職員の雇用実態についてであります。臨時嘱託職員の雇用年限につきましては、職員の欠員などに伴い、臨時的に雇用される職員であることから、常勤的な雇用は想定しておらず、由利本荘市臨時的雇用職員雇用管理規程、由利本荘市嘱託職員取扱規程に最長4年間の年数制限を設けたものであります。その中には、学校生活サポート、調理員、校務員、学校図書館支援員等も入っております。

しかしながら、臨時嘱託職員が退職後に募集しても応募が少なく、施設の運営に大きな支障を来すこととなる保健師、看護師、保育士、幼稚園教諭等については、資格を持った職員に限り、平成23年1月から雇用年限を撤廃したところであります。

学校生活サポート事業は、嘱託職員として雇用しており、学校での学習や集団生活にサポートが必要と判断される児童生徒に対して側面から支援する体制の充実を目指しております。

日常の直接的触れ合いを通しながら、子供の実態を把握し、それぞれの児童生徒に応じた支援を適切に実践するという職種ではありますが、有資格を条件にはしておりませんので、規程に従いまして最長4年間の雇用になっております。

ただし、学校生活サポートのうち医療補助の支援員、このことにつきましては看護師免許の資格を採用時の条件としております。したがって4年間の雇用年限はございませんので、御理解のほどお願いいたします。

次に、6の岩城・松ヶ崎統合小学校建設の進捗状況についての、学校建設について市民や地元の思いが反映されているかの御質問にお答えいたします。

統合小学校の建設につきましては、これまで統合小学校建設委員会を6回ほど開催し、学校関係者、PTA関係者を初め地元の方々からもさまざまな御意見をいただきながら、できる限りその意向を取り入れ、実施設計を完成させてまいりました。

現在は開校に向けて諸準備を進めておりますが、学校名については公募の結果を集計中であり、また、校章・校歌につきましては、制作依頼者の人選を学校建設委員会で進めているところであります。

さらに、開校に向けましては、3小学校の児童が開校時にすぐになじめるようにと事前の交流行事を毎年実施しているほか、岩城・松ヶ崎地域合同PTAにおいても、通学方法などの共通課題について協議しているところであります。

今後は、教育目標やスクールカラー、スポーツ少年団の活動種目などの詳細な事項につきまして、この6月に立ち上げました開校準備委員会においてPTA関係者などから十分御意見をお聞きしながら、決定していく予定でございます。

なお、新しい校舎の外観は、学校周辺の風景にマッチするような色調を考えております。

また、地元の要望に応え、床及び壁などは木質系とし、体育棟や音楽棟の内部も木材を用いて落ち着いた仕上げとするなど、教育環境に配慮した設計となっております。

さらに、机、椅子、教材などの備品類につきましては、新しくまだまだ使用できるものは利用する予定でございますが、新設校でもありますので、できる限り新しい備品を取りそろえ、子供たちがよりよい環境で学習できるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君、再質問ありませんか。

○23番（佐々木勝二君） 再質問をさせていただきます。

まず1つ目は、1の再発防止ということで、私と市長の考えがちょっと合致してるところもありました。そのことでもう少し深めたいと思います。

私は以前、社会人のときに、年1回の研修旅行があり、非常に楽しみでありました。その際、いろいろな上司や同僚、そういった方々とお話をする機会があります。もちろんアルコールが入っての、俗に飲みニケーションと言うそうなんですけれども、それがとっても大事だと思っております。時には激論を交わしたり、口げんかになったりする場合もありますけど、それだけ本音で何か話ができたと、今思えばそういうことであります。

市長も課内研修については非常にいいことだというお答えでありましたけれども、もう少しその辺、研修について、もっともっと奨励してみてもどうかと思っております。以前、旧本荘市時代は、各職場において、その職場にかかわるような研修視察を見つけながら、係あるいは課全体で行ったと聞いております。それでとてもにこやかに「行ってきたべ」って言えば、「行ってきた。いがった」っていうようなことで、そこにはうまくコミュニケーションがとれてるんでないかなと思っております。また、私たちの委員会視察についても、我々委員だけではなく、担当課の職員も連れていき同じ目線で見たいと思っていたところでもあります。それは別にしても、いずれそういう、ちょっと雰囲気の違いをいろいろつくることによって、それぞれ違った人間性が出てくる、それを上司が掌握して仕事に立ち向かうという方法がいいのではないかなと思っております。

その辺、市長のもう少し深く突っ込んだ話を聞かせていただければと思います。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 先ほども答弁をしておりますが、私は何よりも、職員一人一人の自覚、そしてまた意識改革が必要だと思っております。いろんな防止策を講じて、今、全庁を挙げて展開をするところでもありますけれども、最後は今言ったここに尽きると思っています。研修の取り入れ、あるいは職員同士の懇親会——私自身も各部局ごとの懇親会を通して、いろんな意見交換をしながら本音で語り合う場面というものもつくっております。

す。一挙に、この意識改革をするというのはなかなか難しいと思いますけれども、やはり全庁を挙げながら少しずつ、意識改革をしていかなければならないと思います。周辺部あるいは旧本荘市、いろんなこれまでの流れの中で随分と職員のニュアンスも違う部分もあります。やはり公務員というのは何よりも市民に対して、どんなサービスができるか、あるいは職員のあり方について、もう一度原点に立ち返って、職員にはくれぐれも頑張ってもらいたいということを常日ごろから機会あるたびに申し上げているところでございます。

先日、本荘地区の町内会長会がございました。そうしましたら、市役所の窓口に関わる職員の対応が非常によくなったとお褒めの言葉を初めていただきました。早速、市長応接室に窓口に関わる職員を全員呼びまして、そういうお褒めの言葉があったと、皆さんが頑張ってもらえば市民も喜んでくれるんだということで、さらに市民の皆さんの期待に応えられるように頑張ってもらいたいと激励もいたしておりますので、今後とも頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君。

○23番（佐々木勝二君） まだ1番続きます。適材適所という言葉が市長によく使えますけれども、その部署でなれる前に、すぐ1年、2年でかえる場合があります。これはどうしても職員の減少に伴って所属長が退職すれば、そのポジションに誰が行くとかかっていう、やむを得ない事情もありますけれども、なるだけ同じ仕事をさせた方がいいのではないかと思います。やっとなれたときに、またすぐかわって、ふなれな場所に行く。これらがやっぱり一つの要因となっておるような気がします。その辺、市長の考え方を教えてください。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 私が市長になりましてから3回の人事異動をやらせていただいております。適材適所ということで職員の異動をするわけでありましてけれども、抜擢をして、1年間様子を見て、どうも能力に問題があるという場合は、私はやむを得ず次の人事異動を考えざるを得ない。できるだけ、その職場でなれて、自分の持っているものを発揮できるような環境をつくりたいと思っております。全体的に見ますと、1年ですぐかえるということはありませんけれども、市にとって非常に重要な問題を抱えておるポジションで、期待しただけの仕事がなかなかやれない、そういう場合は、やむを得ず庁内でどうしたらいいかいろいろ相談をしながら決めさせていただいているということでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君。

○23番（佐々木勝二君） それでは、2番目の項目に入ります。震災の瓦れきについて、秋田県が受け入れる瓦れきの量が2万トンということになりました。岩手県野田村から出てくる瓦れきの量が、我々の調べでは1万1,000トンちょっとということでありまして。秋田市では、今年度と来年度で1万9,770トンを受け入れ可能としており、ほぼ2万トンに近い数字になるわけです。横手市の状況等わかりませんが、単純に考えた場合、秋田市だけでも済んでしまうのかなと思われてなりません。由利本荘市が、ことしは150トンということを決めておりますけれども、秋田市で全部賄えるとなった場合に、今後どのようになるのでしょうか。もともと瓦れきを受け入れる場合に賛成・反対

の意見もあり、放射能を余り拡散させない方がいいのではないかという意見もあったことから、この辺についてはどうなるのか、その辺をお願いいたします。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 岩手県の要請量の減少によりまして、平成25年度末までには完全に処理を終えるという目標は可能となりましたけれども、一方では、大震災から一日も早い復旧・復興、迅速な対応が強く求められております。由利本荘市としては一日でも早く瓦れきの処理が完了して、被災地の復興への手助けになればという考え方で受け入れの手続をしておるところでございます。どうぞひとつ御理解を願いたいと思います。

○議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君。

○23番（佐々木勝二君） 4カ所で処理しなければならないということですが、2万トンと1万1,800トンの数字の違い、この辺についての答えはないですか。

要は、どこの地域も今年度と来年度においての契約なんでしょうけども、要請された処理量が減ってきて2万トンの中で決められた各市、あるいは広域組合での処理量が、それぞれ表明している受け入れ可能量と比べ、どうしても少ないところが出てくるんじゃないでしょうかということなんです。受け入れ要請量と受け入れ可能量に差異が出てくるわけです、その辺もう一度お願いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 担当部長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 大庭市民福祉部長。

○市民福祉部長（大庭司君） 今のところ、例えば秋田市では1万9,770トンを受け入れ可能量として表明したので、野田村からの要請量が1万1,800トンだとすれば、秋田市で間に合うんじゃないかという観点だと思います。その中で我々としても合計900トンを予定しているわけでありまして。確かに1万1,800トンが野田村から来ます。この中身は秋田市と由利本荘市、横手市、それから湯沢雄勝広域の4つが対応するのですが、議員がおっしゃるのは、来る量と受け入れようとする量に差異があるということだと思います。1万1,800トンのうち我々の900トンは、どれぐらいのパーセンテージになるかという計算しますと、7.6%弱なんです。確かに7.6%であれば、秋田市が受け入れればいいんじゃないですかということだと思うんですが、そこは市長がおっしゃいましたように、我々としては東北の一員として被災地の一日も早い復興を願うんだと、そのところが重要でないかと私たちは思っておりますので、いま一度御理解をお願いいたします。

○議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君。

○23番（佐々木勝二君） そうすれば、数字について秋田県との打ち合わせはまだ済んでないということで理解してよろしいですか。

○議長（渡部功君） 大庭市民福祉部長。

○市民福祉部長（大庭司君） 市長も先ほど申し述べましたが、今年度につきましては150トンを10月いっぱいまで、これはまず決定したと解釈しております。ただ、25年度については、この1万1,800トンをどのようにするのかというあたりについては、議員おっしゃるように来年度、県との協議の中でそれぞれ3市1組合、秋田市、由利本荘市、横手市、湯沢雄勝広域の割り振りになるだろうと想定しております。

○議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君。

○23番（佐々木勝二君） その部分については、いつごろわかるのでしょうか。

○議長（渡部功君） 大庭市民福祉部長。

○市民福祉部長（大庭司君） 現在のところ、そこまでは県の方から指示等々きておりませんので、後ほど、わかり次第、報告したいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君。

○23番（佐々木勝二君） 4番のカダーレの施設使用料について再質問いたします。

市長は、文化交流館カダーレは特殊な施設であるためという表現をしております。私は、文化交流館も地元の体育館も公の施設ではないかという思いがあります。さらに加えて、スポーツ少年団や、それから小中学生、そういった人たちに対して、要綱の中には市長が認めた団体については免除する、あるいは減免するというふうなものがあります。施設の特異性をもって、どうしてもそうなんだというふうに頑として譲らないとすればそれではしょうがないんですけども、特に青少年の育成について考えるのであれば、旧文化会館を使用した場合と今のカダーレを使った場合とでは、同じ規模で同じ時期に同じようにやって倍以上の金額の差が出る。どこからその差額分を捻出するかというと、ほとんど父兄の皆さん、要するに子供さんたちの親が、かかり増しの分も家計から捻出しているという話も聞いております。このほかにも楽器の運搬料とかいろいろあるんですけども、とりあえずその施設の使用料について、市長の認めた団体みたいな制度、規定を何とかうまく適用できないものか。全くただとは言いませんけれども、やはり文化会館時代に想定していた金額並みの何か方策がないのかなということで探っております。その辺の市長の思いというか考えをもう一度お願いします。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） ことしの4月から減免規定の見直しをしております。先ほどの答弁の中でも、カダーレについては子供たちの負担といたしますか、父兄の負担を軽減するためにカダーレでは5割の減額としてしておりますので、御理解をお願いします。

詳細については部長から補足させますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡部功君） 土田企画調整部長。

○企画調整部長（土田隆男君） それでは、市長の補足説明をさせていただきたいと思っております。

御質問の場合は、3月と5月の2回のケースでございました。御存じのとおり、カダーレの条例が施行されたのが23年の12月でございます。そして、公の施設使用料、減額・免除取扱要綱の施行が24年の4月ですので、24年の3月の時点の講演につきましては、新しい要綱の規定が該当にならなかったということです。市長も答えておりますが、旧文化会館とカダーレを比べ楽屋の料金規定がないなど条件が違いました。また、リハーサルの有無など、いろいろな違いがありましたので、これにつきましては御理解をさせていただきたいと思っております。

もう1点、もう1回の場合は5月でしたので、公の施設の要綱が施行された後でございました。これにつきましても中身を調べてみますと、やはり使用する器具等、それからリハーサル等で、当然新しい要綱に基づきまして市長の配慮によりまして20%の減額を50%まで広げたわけなんですけども、それでも大きな差額が出たということでございます。

ただ、やはり施設の特長性があるということで、これ以外に実は、カダーレのほかに例えば総合体育館、それからアクアパル、サッカー場等、まだもう四、五の施設がございますので、その辺を全体的に今後考えていく必要があると考えておるところです。

○議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君。

○23番（佐々木勝二君） 要は、青少年育成というか、年に1回の発表の場、子供たちが毎日、部活の練習の成果というようなことでその発表の場を——今、部長が言っているのは、また主催団体がちょっと違うところでありまして、例えば小学校主催の場合とか、その年1回の場合に、公の施設使用料の減免とか免除とかっていうところで市長が定めるところの団体という部分で、何とかならないのかなという意味合いなんです。新しくできた施設ですので、何というんですか、どうしてもかかったものはいただきますということであれば、それはそれでいいんですけども、いずれにしても親から見れば、新しくなって使ってみたら倍以上かかったっていうのが本音のところでありまして。市長はスポ少とか、小学校、中学校の方々についてもやっぱり規定どおりいただくということで、その姿勢が変わらないということであれば、これはこれで質問を打ち切らせていただきますけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 繰り返しになりますけれども、ことしの4月から見直しをしました。子供たちの活動に配慮して2割を5割に減額したところですが、4月からスタートしているわけですが、現状を再確認しまして推移を見守りたいと思いますので、もう少し時間を貸していただきたいと思います。

○議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君。

○23番（佐々木勝二君） ありがとうございます。

それでは、5番目の学習生活支援員の配置について、教育長に再質問いたします。

雇用年数にいろいろ規定があるということで、それはそれとして規定があるからその規定どおりにやっていくということでありまして。実際問題、私が考えるには、4年で終わるよりも、その経験、あるいはその人柄といいますか、そういう人がいた方が教職員にとっては随分と手助けになるのではないかなと思います。4年で退職する方は今年度もいっしょでしようけれども、また新たに全く経験のない人たちが採用されて、また一からその部分、その学校に合った、校風とか決まりごととかそういったものを誰かが教えていかなければならないわけですし、そういったことよりも、その再雇用についても経験のある人を入れた方がいいのではないかと、単純にそう考えるわけです。雇用の場の創出という言葉もありますけれども、今は、いじめの問題等、全国的には先生方が知らないふりをしてるとかということ報道されておりますけれども、先生方がそういったことにかかわりなく正面から子供たちと向かい合っていくためには、新しい学校サポートの人に一から教えるということじゃなくて、堂々と子供と向き合って生活指導していく、あるいは勉強を教えるという方がいいのではないかと。したがって、経験のある方の再雇用について、規定はそういうになってないでしょうけども、その方がいいとなれば規定を変えてもいいわけですから、その辺の教育長の考え方をお願いいたします。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） ただいまの御質問についてお答え申し上げたいと思います。

恐らく当初は雇用拡大と、雇用の機会を多くするというようなことから2年を3年にしたり、そして4年というところに落ち着いてきたのではないかなど、基本的にはそのように考えているところですが、それによって、場合によってはさまざまな職場がそうした雇用機会の拡大によって活性化されたり、あるいはその職場が理解されたりというようなことの効果は非常にあったのだらうと思います。私ども教育界にとっても、例えば図書支援員、それから学校教育のサポート、そういう臨時的な、あるいは嘱託職員の方々の働きに大変助けられてきている、現在もそのとおりであります。

今、御提案しておられます事柄について、例えば医療的行為をされる方については年限は当然外しております。いじめだとか、あるいはもっと内容的に教職員に協力できる体制というようなことでの提案でございますので、そうした専門的なところをどこまで、基本的に働くということについて考えていくかという事柄は、ひとつあるかと思えます。

それからもう一つは、やはり所属長の実績評価、そうしたものもあるかと思えます。ただ、市全体としての雇用問題でございますので、私どもからはそうした専門的なことを加味した労働のあり方、形態というものを市全体で総合的に考える場は設けてもらえればと思っています。これからこのサポート、特に学校生活サポートについて考える時間をいただければと思いますが、市全体としての取り組みになると思います。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君。

○23番（佐々木勝二君） 終わります。

○議長（渡部功君） 以上で、23番佐々木勝二君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時07分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。20番鈴木和夫君の発言を許します。20番鈴木和夫君。

【20番（鈴木和夫君）登壇】

○20番（鈴木和夫君） 議席番号20番の鈴木でございます。議長より発言の許しをいただきましたので、通告に従いまして4点について、市長、そして教育長に質問をさせていただきます。

今定例会、きのうから一般質問が始まっておりますが、私の登壇は6番目でございます。さきの同僚議員の質問項目と若干重複するところもありますが、その辺はお許しを願います。

質問に入る前に、先ほど佐々木議員からもありましたが、私も一言述べさせていただきたいと思えます。

最近の社会情勢を反映してか、どうも私の周辺、空気が重く感じられる気がいたしております。

そんな中ではあります。世界に目を向けてみれば、4年に一度のオリンピックが行われました。アメリカでは大統領選挙の年であります。そして、暦の上では、これもまた

4年に一度のうるう年に当たっております。何かの偶然かもしれませんが、この4年の周期というのは、いつもここに、この3点は集中するわけでありまして。

ロンドンオリンピックでは、我が国勢、序盤は余りぱっとしませんでした。中盤、終盤に入りまして、何のそのであります。あつという間に38個のメダル獲得であります。史上初ということのようではありますが、これが我が日本の底力だと思ったところでもあります。げすいな私などは、直後にあれがもし全部金メダルだったらな、なんていうようなことを思って、実に欲深な自分に何と申しますか、苦笑したところでありました。

また、ことしのオリンピックでは、女子力という言葉が生まれました。その言葉がぴったりとはまったオリンピックのような気がいたしております。

我々の近くでは、世界チャンピオン五十嵐選手の誕生がありました。そして子供たちの学力テストの頑張り、これについては、昨日、齋藤作圓議員の方からもありましたが、そういう頑張りもあります。また、産業の分野では、畜産部門であります。5年に一度の牛のオリンピックと言われる大会が長崎県を会場に行われます。これの県代表として我々の市から6頭の出陳であります。

なかなか明るい材料の少ない時代ではあります。議場の皆さん、元気は我々の地域には盛りだくさんであります。めげずに頑張っていこうではありませんか。

さて、前置きが長くなりました。本題に入ります。

大項目の1点目、農林水産業の活性化策について、市長に伺います。

我が市の基幹産業である農林水産業も、TPP問題やら何やらで、政治に対する不安と不満は高まるばかりであります。

しかし、どんな環境のもとでも毅然として物事に立ち向かい、市民をリードしていくことが、行政・議会に携わる者の果たすべき役割だと思っております。

我が市も合併して8年目であります。合併効果により、社会資本の整備も大分進んでまいりました。

子供たちの学力が連続トップクラスなど、全国的に注目される材料がたくさんある中で、最近、先方から足を運んでいただける機会もふえてきています。

地域の活性化には交流人口の確保が欠かせません。カダーレなどの活用に工夫を凝らし、人に来てもらうことであります。手をこまねいては誰も来ません。情報の発信であります。仕掛けであります。そして、多様なニーズを持つ来訪者を飽きさせないことであります。

山と川と海、そして優良な農地を持つ我々の市では、売るものをつくるためのベースはでき上がっております。あとはやるだけあります。農林水産物の多種多様な生産を誘動し、6次産業化を進め、年間を通じてにぎわいを欠くことのないように仕掛けていくことも行政の大事な仕事であると思っております。

インフラ整備に多大な投資をしたわけでもありますから、我々のこの自由経済、資本主義社会は、一旦走り出したら走り続けなければならないのであります。とまれば、そこで物事は頓挫をしてしまいます。

今ある作目に加えて、地域の人口動態などを見据えながらの作付誘導が必要であります。高齢者の多い地域などには、作物一個一個の固体として軽量なものの選択、例えば林産物ではクリなども考えられるわけでもあります。年々歳々改良され、今、大変ユニー

クなものができ上がっております。ころりと渋皮がむける、ぼろたんとなーミングされたような品物もあるぐらいの時代であります。6次産業化を進め、マロングラッセなどに加工しながら、地域の特産品、名物化まで持っていくことであります。売る場所ではでき上がっておりますから、あとはつくるだけであります。

通年安定的な収入が得られるように、担い手が魅力を感じる就業の場の確保が必要と考えるのであります。今後ますます拠点となっていくカダレの売り場なども、厳寒期や端境期になると商品の陳列棚が寂しくなります。これでは客足が遠のいてしまいます。一旦捕まえたお客を放すべきではありません。農林水産物においては、多くの種類の栽培を奨励し、それを加工し、付加価値をつけ、にぎわいを絶やさないことであります。この考えについて市長の思いを伺うものであります。

次に、大項目の第2点目であります。中小企業振興基本条例の制定について、市長に質問いたすものであります。

この項目に関係する質問は、以前、18番の伊藤議員からもあったところでありますが、その後、急速に社会情勢が変化をし、今まさに待ったなしの状況と思い、私からも改めて市長の考えを伺うところであります。

歴史的な円高や世界規模での経済の悪化により、依然として厳しい雇用情勢が続いております。出口の見えない、暗くて長いトンネルに入った状態であります。長引く景気低迷や地域経済の疲弊は、雇用や生活への不安、追従して起こるさまざまな社会不安など、もうこれも腕をこまねいていられない状況にあります。

市長、私はいつも申し上げておりますが、政治とは、そこに住んでいる人の暮らしと健康と仕事を守ることだと思っております。

7月末に発表された圏域の有効求人倍率は、0.39倍とのことであります。我が圏域にあって、かつてこんな状況があったのでしょうか。広域に連携してさまざまな支援策を展開していただいていることは承知をいたしておりますが、いずれにしても大変な状況であります。

長い間、我が国の雇用の約70%は、中小企業が担ってきたと言われております。我が由利本荘市にあって、ほとんどが中小企業であります。これら企業が地域経済を支え、社会貢献にも取り組んでいただき、地域の経済や社会に重要な役割を果たしていただいております。

仕事を守ることの最大の担い手であり、この中小企業が活力を失うことは、地域が力を失い、衰退していくことに直結いたします。そんな事態を避けるために、行政の責務として中小企業振興策を常に積極的に実施していくことが必要であります。

このことは、中小企業基本法の平成11年の改正によって、自治体の中小企業施策が努力義務から責務へと変わったことでも示されております。そして、振興の目的や基本方針、基本的施策が明確になることにより、これまでより進んだ形の費用対効果において、有益性の高い支援とその効果が期待できるものと考えられるものであります。

今、社会に求められていることは、大きな変容であると思っております。行政にもスリム化が求められており、そのことが着々と進められております。今日までのような、多くのことが役所任せという社会は、今後かなわなくなると思われるのであります。それぞれの果たすべき役割を明確化した社会の構築を急ぐべきであります。

国の法令整備に対応していくことのみならず、地域活性化は中小企業の振興であるとして、このことを明確に行政運営の柱とすべく、中小企業振興基本条例の制定を提唱いたすものでありますが、これについての市長の考えを伺うものであります。

続いて、大項目3点目であります。地域とともにある学校づくり、学校運営協議会（コミュニティースクール）制度について、教育長に質問をいたします。

私も子育て中にはPTAの役員等を経験させていただき、学校とは深くかかわってきたつもりであります。その経験上言えることは、ほとんどの先生の考え方・発言、そしてその行動に間違いはなかったということでありまして。特にその時々各校長先生方には、その豊かな経験、そして知識に裏打ちされた的確な判断と指導に敬服してまいったところでありまして。

そんな中、昨年3月11日、午後2時46分発生の東日本大震災での出来事の一つであります。宮城県の石巻市の学校に起きた奇跡と言われております。津波を予感した中学生が、先生の指示を聞かずに高台に向かって逃げたそうでありまして。それを見た小学生も後に続いて逃げた。逃げる途中、大人・老人に声をかけて、手をつないで逃げた。その山への道のりは2キロメートルほどあったそうでありまして。その行動が功を奏して助かったというてんまつであります。

この出来事を聞いて、私は、人を育てるということは単に学校教育のみならず、地域総ぐるみの教育の必要性を改めて感じたところでありました。

近年、社会は激しく変化してきました。少子高齢化や人口減少社会、情報化、グローバル化と激変する世の中に柔軟かつ適切に対応できる人間教育が、今改めて見直され、必要とされております。人として生きるための基礎的な知識・技能や、みずから考え行動する力、指示待ち人間からの脱却など、そして豊かな人間性、高い倫理観を持つ人間の育成が今強く求められております。

学校週5日制が導入されて久しいところではありますが、平成18年の文部科学省の調査において、数ある職種の中で時間外労働が最大だったのは学校の先生であるとの結果が出ております。教師のこれ以上の労働負荷は、果たしていかななものかと思えるところでもあります。

文部科学省の定める学習指導要領にある、生きる力を育む教育は、単に教員による指導だけではなく、多様な価値観を持つさまざまな人たちとかかわり合いながら身につけていくことが、最も効果の上がる方法と思うのであります。

教育長、私はこの学校運営協議会制度を知ったとき、最初に受けた印象は、都市型地域の問題ではないのかと思ったところでありました。しかし、中身をよく学んでいくと、時々刻々と地域力を失っている我々の田舎社会にも大変有効な制度のように思えてきたのであります。

子供を中心にした学校と地域の連携は、子供たちの成長のみならず、大人の学びの場もつくり出し、最近が懸念されてきている地域のきずなを強め、その社会の担い手を育てることにつながっていくものと思っております。

我々の由利本荘市では広い範囲でそれぞれの地域の将来像に不安を抱いておる部分があります。

教育基本法第13条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育における

それぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」とあります。

私がこのようなことを勉強しているうちに、さすがは行動する佐々田教育長であります。おとといの新聞に、矢島小学校をこの13日に地域運営校に指定するとの記事が掲載されました。

子供たちには、地域住民の知識や経験、技術を教え、学校からはもっと地域にかかわってもらい、ともにその持てる力を出し合い、この地域の活性化につながることを期待しながら、今後のこの制度への取り組みについて教育長の考えを伺うものであります。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

最後に、大項目の4点目、地域医療の現状と課題について、市長へ質問いたします。

病気は、かかる前に予防する。いわゆる予防医学の時代に入って久しいわけですが、その方がはるかに医療費の負担軽減にもつながりますし、当事者の体力的、費用的な負担も軽く済むわけであります。

医学の進歩も、実を的を射た方向に進んでおります。

先日、私は機会を得まして、日ごろ、市内において医療の現場に携わり、御活躍をいただいております先生の講演を聴講することができました。

我々の地域も慢性的な医師不足の環境にあり、苦慮しているところでありますが、それらの解消も含め、幅広い医療福祉の施策の展開には感謝いたしておるところであります。

しかしながら、行政の施策が正しければ実社会は全く問題がないかと申しますと、必ずしもそうではなく、次々にいろいろと課題は生まれてくるわけであります。

経済優先社会と言われて久しいところでありますが、長引く不況の中にあって、医療の現場にもその影は落とされているように感じたところであります。

最近のある意識調査によりますと、患者となった方の医療費の支払い額は、1回の許容額を6,000円までとするという答えが最も高い比率を示していることがわかっております。

医療の現場で診察をし、病気に疑いを持ち、精密検査を勧めると、40歳代、50歳代の働き盛りの年代層にそのお医者さんの勧めを受け入れることができない人がいるようであります。そしてその傾向が、最近徐々にふえてきているようにも聞いたところであります。そのような動向の要因としては、さきにも述べたとおり、社会の経済情勢が大きく影響していることと思われませんが、市長、これはまさにゆゆしき事態であります。

今、まさに社会再建の原動力となるべき年代層の人々が、病気の早期発見がかなわず、望まない形になっていくということは、我々の地域社会のみならず、国家の損失にもつながってまいります。この実情は、現場行政からも国・県に訴えていくべきであります。この辺の活動もよろしくお願いを申し上げます。

さらには、往診や投薬などに見る現場環境にも、大変厳しい状況が見られるということを感じていることのようにあります。

救急現場に至っても課題は多く、有効な手段の一つに、病気に対しての認識や理解度を高めるため、子供のころからの教育の充実や市民を対象にした医療講座の充実など、行政が手を尽くすべきことはたくさんあるわけであります。

もはや、病院や医師だけの医療では限界に来ていると感ずるところであります。

社会不安があれば、病気もふえることでもあります。地域の医療は地域の力での考えからのことと思いますが、地域通貨なるものを発行して住民生活に役立てている、そういう地域もあるようでもあります。

今後しばらくの間続くとと思われる経済不況、そして上昇し続ける高齢化比率、さらなる厳しさが予想される社会に向けて、医療中心のまちづくりとまでは言及いたしません。由利本荘市版医療政策、通貨政策を含め、研究段階に入るべきと提案いたすものがありますが、このことについての市長の思いを伺うものであります。そのためには、当然、医療現場の関係者と当局のさらに中身の濃い勉強会や情報交換が必要であろうというのを改めて申し上げながら、以上4点について私の質問を終わります。

よろしくの御答弁をお願い申し上げ、壇上から終わります。ありがとうございました。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 鈴木和夫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、農林水産業の活性化策についてにお答えいたします。

地域の農林水産業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷やTPPの参加問題など、大変厳しい状況が続いております。

このような中で、農業は地域の基幹産業として農村社会を維持させるため必要不可欠な産業であり、地域経済の基礎であり、地域の元気でもあります。

さらなる活性化の必要性については、鈴木議員と認識を同じくするものであります。

本市は県内一の面積を有し、稲作はもちろんのこと、多様な立地条件や地域特性を生かした地域品目として、鳥海りんどうやアスパラガス、トマトなどの生産振興を図っております。しかし、これらの地域品目は露地野菜が中心であり、残念ながら通年栽培できるものではありません。

この課題に対応するため、施設型農業への取り組みを推進し、菌床シイタケや冬期のタラの芽促成栽培、寒締ハウレンソウ、さらにキャベツなどの越冬貯蔵など、年間を通じて安定的な収入確保が図られるよう、県やJAなどと連携した営農支援を行っているところであります。

また、高齢化社会を迎えた中で、生涯現役として取り組める、肥培管理が比較的容易なクリなどの特産物の取り組みについても検討してまいります。

加えて、農村集落の担い手が魅力を持って営農活動ができるよう、地域内で生産される農林水産物の6次産業化や新たな地域品目の導入など、農家所得の向上のために支援してまいりたいと存じます。

次に、2、中小企業振興基本条例の制定についてにお答えいたします。

中小企業振興策の重要性につきましては、さきの市議会定例会で会派代表質問でもお答えしたとおり、私も十分理解をし、優先して取り組んでおります。

特に、雇用の確保は喫緊の課題であることから、雇用に対する助成金を中途採用に対しても拡大しておりますが、本市の産業振興を図るためには、事業所の雇用や生産活動に対して必要な施策を迅速に実施する必要があります。

今定例会に提案しております、工場立地法に基づく緑地率等の緩和を定める条例も、

雇用の確保や企業の生産活動の支援につながるものであります。

御提案の条例制定については、関係機関などと意見交換を進めているところでありますが、その中で、中小企業の振興策を中心としたものだけでよいのか、または大きな雇用の受け皿となっている大企業への対応も盛り込んだ商工業全体の振興条例とするべきか、といった課題も見えてまいりました。

このような課題を整理し、中小企業の活力を促し、あわせて大企業への対応も盛り込んだ基本条例を今年度中に制定したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3、地域とともにある学校づくり、学校運営協議会（コミュニティースクール）制度については、教育長からお答えいたします。

次に、4、地域医療の現状と課題についてにお答えいたします。

地域における医療の充実は国全体の課題であると考えておりますが、本市においても御指摘のとおり、医師不足を初め、さまざまな課題を抱えている現状であり、医療機関と行政の連携なしには市民が安心できる医療の確保は難しいと考えております。

市としましては、産科医師確保対策として分娩手当に対する医療機関への助成を実施し、また、昨年度からは、医師研修資金貸付事業や医師確保奨学資金貸付制度を整備しており、昨年度は3名の医師に、今年度は1名の医師に研修資金を貸し付けております。

御質問の医療機関と行政との情報交換につきましては、由利組合総合病院運営委員会の中や、由利本荘医師会との医療行政懇談会を通してお互いの要望を確認し合い、協議しながら、市民が安心できる地域医療の確立を目指しているところであります。

また、私自身、懇談会などで地域に赴き、直接住民の声を聞いておりますが、高齢化している地域の医療対策や働き盛りの方の医療に対する考え方について、鈴木議員と同様に感じているところであり、何らかの対応が必要と考えております。

現在、市では、由利組合総合病院の再来受診受付機の設置や、鳥海地域では巡回診療、また、東由利地域では隔週1回の患者輸送サービスを実施しております。

働き盛り世代につきましては、特定の年齢を対象に、がん検診の無料クーポン券を発行しておりますが、医療費を気にして精密検査を受けない方がいるとすれば、大変大きな問題であります。

市民に対して、精密検査を受けることの重要性について意識づけをしていかなければならないと思いますが、医師会や総合病院と情報交換の場を持ちながら、何ができるのかを含め研究してまいります。

また、高齢化に特化した体系的な医療対策については、次期総合発展計画策定の中で、高齢化社会における地域医療対策として検討・協議してまいります。早急に対処しなければならない面もあり、できることから実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 鈴木和夫議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

3、地域とともにある学校づくり、学校運営協議会（コミュニティースクール）制度

についてであります。学校運営協議会の制度については伊藤岩夫議員にもお答えしておりますが、今日、都市化が進行し、地域社会のいわゆる伝統的なきずなが、ややもすれば揺らぐ、変化の激しい社会情勢のもと、学習指導要領が改正され、生きる力を高めるコミュニケーション能力の育成などが今求められております。

コミュニティースクールの取り組みは、学校と保護者、地域住民などが学校の教育目標を共有し、意見交流等熟議を行い、一体となって地域の子供を育てていく教育活動であります。

これにより、子供たちの豊かな育ちを確保するとともに、そこにかかわる大人たちの活動も促し、ひいては地域のきずなを深め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながるものと考えております。

こういった子供たちと地域の大人との交わりから、学習指導要領の求める生きる力が醸成されていくものと思っております。

文部科学省の実施した全国のコミュニティースクールに指定された学校の保護者、地域住民へのアンケートでは、「学校とのかかわりを通じて自分の活躍の場ができるなど、生きがいを持てるようになった。」という意見や、「子供たちが自治会の活動に積極的に参画するなど、地域が活性化した。」などの意見が出されております。

このことは、鈴木議員御指摘のとおり、まさに学校力と地域力の向上という相乗効果が発揮されていると言えますので、今後、制度の導入・拡大を学校とともに目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 20番鈴木和夫君、再質問ありませんか。

○20番（鈴木和夫君） 4点ほど質問申し上げましたが、一問一答方式ですので、お諮りながら申し上げます。私の意にかなった答弁が大変多かったわけでありまして。ありがとうございます。

1点目の農林水産業の活性化策についてであります。行政はめったなことがない限り、後戻りはしないものとよく言われております。私は若いころからこう教えられてきたところでありまして、そういった意味をわかっていながらこういう質問もいかなかなと思ひながら、改めて市長のお考えを伺うわけでありまして。

さきの時代には模索の段階でさまざまな作物を手がけたところでありまして。合併前の1市7町、8つの地域でも、それぞれの地域特性に合った作物、産業、そういうものに、模索に模索を加えて開発してきたところでありまして。そして定着して、地域経済に大変効果を上げているものもたくさんあるわけでありまして。時代がこのように進んできました、新たないい状況に変わりました。例えば、カダーレの物産館のゆりぶらざ、それから市内各地域に直売所みたいなものもあります。これから製造業とかそういうものが、どうもしばらく浮揚できないのかなという思いの中で、日々、我々の市民生活というのは一日たりとも休むことができないわけでありましてから、怠りなくこの施策を講じていかなければならない。その中で、今申し上げたような農林水産物、人間の胃袋に入るもの、これが一番手っ取り早いわけでありましてから、こういうものの開発なり何なり——そして高齢化が進んでいてもまだまだ現場に出て働ける、そういう人方が比較的多いわけでありましてから、そういう人たちに活力を与える意味でも、さまざまな作目——ある

意味では農林水産業の振興策にはこういうケースもあると思います。やはり規模拡大して大々的にもっていくもの、例えば稲作であれ、畜産であれ、土地利用型農業というのは、そういう分野に入っていくのかもしれない。でもやっぱり、さきに申し上げましたように、細かく、少しずついろんな種類の作目を取りそろえて、先ほどから申し上げているような物産館、直売所などの商いをする場所に陳列、並べる——そういうものの開発、そして定着も、私はこれからの世の中に必要だと思います。交流人口の確保というものが地域ににぎわいを取り戻す最も早い方策であります。そういう意味で、カダーレのように、国内からも注目されるような施設もできたわけでありますから——これから斜張橋である由利橋も完成してまいります。まちづくりのあり方についても、全国的に見れば私どものところを注目しているところが数々あると思うんです。そういうところから必ず来ます。そういう方々を飽きさせない、そして興味を持っていただく、引き込む、これぐらいのパワーを備えておく必要があると思いますので、申し上げたところでもあります。

これについて、長谷部市長の思いをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 全くおっしゃるとおりだと私も思っております。これからはやはり施設型農業を大いに推進をして、年間を通した作物を栽培して、カダーレの物産館等においても年間を通して販売できるようなシステムがぜひ必要だと思います。特にカダーレについては、できたときから見ておりますけれども、品数や陳列の仕方なんかもかなりお客さんには影響すると思ひまして、商工観光部長にも指示をしておるわけであります。いずれ高齢化社会に向けたいろいろな施策を展開しなければなりませんので、年間を通して農産物が豊富に陳列できるようなシステムをぜひ強力に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡部功君） 20番鈴木和夫君。

○20番（鈴木和夫君） 4点目の地域医療の現状と課題についてであります。

最初、私が申し上げましたように、ある講座を受講したところでした。そこで講師の先生の話をお聞きいたしまして、おやっと思って引っかけたことに端を発して——我々議会は会派制をしておりますから、私の所属する政和会の会長、役員の方々に申し上げて、こういう話があると、どうも気になる、これはそのまま放置しておいていい問題でないのではないかということ仲間御相談をいたしたところであります。会派の中で、鈴木おまえ一人の目と耳で勉強するよりも、7人で勉強した方がいい情報、いい判断ができていくだろうということで、勉強会をやろうということから始まり先ほどの質問に至ったところでもあります。

その講演で、さまざまな先生方からお話を伺っていると、果たしてこういう言い方でいいのかちょっと悩むところでもありますけれども、例えば救急出動なんかも年2,000回を超えることがあるわけですが、それは当然、夜間、深夜に及ぶものもあります。そういった中で、現場でこう対応していると、いや、これぐらいのことでもやっぱり来るんだというような、夜中、深夜に至っても来るんだというようなことで、専門的な見地からすると、それはもうちょっと冷静な判断をすれば、そこまで至らなくてもよかったのではないかというようなケースがまま見受けられるそうです。そういったことからい

ろいろ判断をしていきますと、やっぱり市民に医療、病気に対する知識についてもう少し勉強する機会があつていいのではないかというような思い、印象を受けたところです。私だけかもしれませんが、そういう印象を受けました。そういうことを、一気に解消できるものではないにしても、どんな方向があるものだろうかということ、いろいろ学んだところでもあります。やはり子供のころからの学校教育の段階で、これぐらいのことであれば、こういうふうになっていけばこういうふうにもなく落ち着いたりする、そういう病気なんだよとか——病気に対する知識、こういうものをまず学ばせる機会がもう少しあつていいのではないかと思ったところでもあります。学校教育の授業時数の配分について、私は詳しくはわかりませんが、そういう医療講座的なものも、大人の社会のみならず、学校教育の現場、そして幼稚園教育のあたりも含めて、そんな機会もあつていいのではないかと思ったところでもありますので、このことについて、市長としてもし一歩突っ込んだ話をお持ちでしたら私に教えていただきたいというところでもあります。私はこう思うという話をお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 私自身もさまざまな機会を捉えて各地域を回っておりますけれども、特に農村部の過疎地域等については、地域医療というのが非常に大切な問題だと、つくづく感じております。そういう意味で、医師会との懇談会、あるいは由利組合総合病院との定期的な懇談会、意見交換の場がございます。私の目を見た由利本荘市の医療の実態というものをその機会に申し上げておるところでございますけれども、まずできるものから少しずつやっていかなくちやならない、そういうことでこれからも研究してまいりたいと考えておりますし、もちろん子供たちに病気に対する知識を植えつけるということも、非常に大切なことでございますので、教育委員会とも連携をとるなり——先日も教育委員の方々との懇談もありました。今後引き続き定期的に行っていくので、そういった面もお話をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡部功君） 20番鈴木和夫君。

○20番（鈴木和夫君） 4点目の質問も終わったところであります。一言申し上げます。

本会議場での質問というものは、この程度なのかなと私は心得ておるつもりであります。残余のことについては、委員会や、また、日ごろの議員活動の中で確認をさせていただきたいと思ひますので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（渡部功君） 以上で、20番鈴木和夫君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。4番作佐部直君の発言を許します。4番作佐部直君。

【4番（作佐部直君）登壇】

○4番（作佐部直君） 民主党の作佐部直でございます。

質問に入る前に、故佐藤竹夫議員の御逝去を悼んで、一言申し述べさせていただきます

いと存じます。

私は、昭和47年4月、税務職員として本荘市役所に奉職し、通算12年間、税業務に携わりました。この間、佐藤竹夫議員は県税事務所に勤務され、市税・県税・国税からなる税務協議会において、各種研修や野球大会、親睦会などでたびたび顔を合わせ、温かい御指導、御鞭撻を賜りました。また、同じ石脇地区の住民として公民館活動もともにし、300歳ソフトボールでは好敵手として、町内同士で互いに杯を酌み交わしたものでした。

この後、会派同僚の高橋信雄議員から関連質問もあるようでございますが、佐藤竹夫議員は、国療跡地の事業化に強い意欲と執念を燃やしておられました。石脇地区住民からの大きな負託であったのでしょうか。去る3月議会のある日、市役所玄関前で私を呼びとめ、「国療跡地の活用について、どうかよろしく頼む」と私の手を強く握りながら見つめて話された言葉が、今生の別れの会話となりました。

佐藤竹夫さん、あなたの御遺志を引き継ぎ、市民の声をよく聞くことで、よりよい事業となるよう私も渾身の努力を傾けることをお誓いします。

昨夜来の雨で大地も潤い、空の色や風の色も変わりました。ススキの穂が開き、急に秋の気配が漂い始めています。

「風立ちぬ、いざ生きめやも」、これはポール・ヴァレリーの海辺の墓地の詩の一節を堀辰雄が訳した名句です。生かされた者、生き残った者の責務として、あなたの御遺志は決して忘れません。心から御冥福をお祈りいたします。

それでは、これから通告に従い、一般質問に移らせていただきます。

最初に、大項目の1、公共施設における震災後の節電対策とその実績についての質問であります。

先週8月28日、古川国家戦略大臣を座長とする、将来の原子力発電比率などに対する国民の意見を分析する有識者会議、国民的議論に関する検証会合が開かれ、「少なくとも過半の国民は原発に依存しない社会の実現を望んでいる。」とする総括案をまとめました。

この検証会合では、2030年時点の原発依存度を現状より減らすゼロ%案と15%案の支持率が、討論型世論調査などで合計約8割に達したことから、政府の基本方針である脱原発依存の支持が過半数を占めたと判断するに至ったものです。政府は、この分析結果を踏まえ、きのう、将来の原発依存度をゼロにする方向で大筋の基本方針を決定することでありました。

ところで、9月1日の共同通信社の報道では、最も電力不足が懸念されていた関西電力管内で、この夏の最大電力需要となった8月3日も、大飯原発3・4号機が再稼動していなくても他の電力会社から融通すれば十分に電力を供給できたことが、同社の分析で31日、わかったと発表しました。

なぜなら、関西電力によると、最大需要は8月3日の2,682万キロワットに対し、この日の供給力は2,991万キロワットと、供給が需要を309万キロワット上回っていました。このうち、大飯原発3・4号機の供給力が計237万キロワットでしたから、大飯原発の再稼動がなくても間に合っていたことが証明されたものです。

しかも、周波数が関西電力と同じ60ヘルツで電力を融通しやすい西日本の電力5社へ

の取材で、この日の供給余力が計約670万キロワットあったことも判明し、関西電力も需給が安定しているとして、自社の38万キロワットの火力発電所をとめていたという事実もわかりました。

もちろん我が東北電力管内でも、これまでの猛暑にかかわらず何の電力不足も生ぜず、計画停電も行われませんでした。これは、昨年3.11の震災以降、官民を挙げて取り組んだ節電対策も大きく功を奏しているものと思われまます。

そこで、長谷部市長にお尋ねをいたします。

(1) 節電による震災以前と以後の電気料金の年間差額についてはありますが、東日本大震災により火力発電所や原子力発電所が稼働停止となり、秋田県の官公庁では15%の節電目標を掲げました。

本市における節電対策の具体的内容と、震災前の平成22年度の電気料金の支払い額と以後の平成23年度の支払い額の差額は幾らかをお知らせください。

次に、(2)の主要公共施設での契約電力量の見直しによる経費節減額についてはありますが、電気料金の設定は契約電力量の多寡によって大きく異なっています。

当局の御努力によって各施設の契約電力量の見直しが図られましたが、その結果として得られた年間の節減金額は幾らになったのでしょうか。

今議会に提案された補正予算の中には、新由利橋主塔のLEDによるライトアップの費用が見込まれております。節約すべきは徹底的に節約し、使うべきところには大胆に使うという決断には心から賛同するものですが、日々進化している省エネ技術を今後どのように取り入れていくお考えかもあわせてお聞かせいただきたいと存じます。

次に、大項目の2、ソーシャルネットワークシステムの活用について、(1)観光情報の即時発信や特産品等の販売促進への活用はについてお尋ねいたします。

大館市では、広報活動の充実を期して、ソーシャルネットワークシステムを利用した市の公式ツイッターを平成23年12月から開始しています。

情報発信に当たっては、国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針——これは、平成23年4月5日、内閣官房・総務省・経済産業省が提示したものでありますが、これに基づき運用規定を定めており、その規定の内容は、「情報発信の目的として、行政や観光、防災などの情報をツイッターが持つ拡散性、即時性を活用し、積極的かつ即時に発信すること。」「市職員の心構えとして、正確な情報の発信、迅速な掲載に努める。」「掲載の表記は、行政情報を身近に感じてもらうために専門用語を多用せず、口語で発信する。」「発信時間として、平日8時30分から17時15分まで、緊急情報はこの時間以外にも投稿する場合がある。」というのが規定の概要であります。

本市が運用する既存のホームページからの情報告知は、事前情報に限られ、即時性と相互性に欠けることは否めないものと思われまます。また、危機管理課が運用しようとする緊急情報告知システムは、設置や維持管理ともにある程度のコスト負担が避けられません。

今後広く普及が見込まれる無料ソーシャルネットワークシステムへの取り組みの方向性について、長谷部市長の御所見をお尋ねいたします。

次に、(2)の災害時の緊急情報交換と市のホームページの保全対策はについての質

問であります。

東日本大震災を通じて、被災地での安否確認や生活情報の有力な収集ツールとして、即時性がある伝達性にすぐれたツイッターの機能に防災関係者からも大きな注目が集まりました。

その一方で、まだソーシャルネットワークに参加していない市民にとっては、自治体が運用するホームページが携帯電話や自宅のパソコンからアクセスできる最大の情報源となっています。

そこで、お隣の横手市は、去る7月30日、ネット検索大手のヤフー社と情報発信に関する災害協定を締結いたしました。東日本大震災の際、市のホームページにアクセスが集中し、閲覧しにくくなったことを踏まえ、災害時でも市のホームページを容易に閲覧できる仕組みをヤフー社が無償で構築する仕組みであります。

この協定を締結した自治体は、横手市を含め全国で30団体、関東や関西が多い中で、東北では横手市が初めてとなりました。この背景には、民間NPOによるヨコッター運動と称される、ツイッターを活用した横手市に関する活発な情報発信活動の展開がありました。

また、佐賀県武雄市では、同市のホームページを8月1日からフェイスブックに完全移行すると発表し、同市は現行のウェブサイトを開鎖し、フェイスブックに一元化して情報発信を行っております。

これまでも武雄市では、全市職員にツイッターのアカウントを与えるなど、ソーシャルネットワークを通じて市職員と市民のコミュニケーションを行う機会をふやし、相互に意見を交換することの重要性を認識した経緯もありました。同市は既にフェイスブックページを開設しており、住民票や印鑑登録といった申請書のダウンロードが可能なページもあります。

もちろん友好都市との災害協定も大切ですが、東日本大震災の教訓を生かし、リスク分散策としてもソーシャルネットワークシステムの積極的な活用に取り組むべきではないか、長谷部市長のお考えをお聞かせください。

続いて、大項目の3、自然葬墓地新設による交流人口の増加策についての質問であります。

東京都では、都立として初の自然葬墓地である樹林墓地が東村山市の小平霊園に完成し、ことし7月から募集が始まりました。

近年は、従来の埋葬形式にこだわらず、死後は自然に返りたい自然葬という要望をかなえる施設として大都市圏の住民から注目されており、500体分の募集に一日で16倍以上の応募者が殺到したといえます。

この樹林墓地は、西武新宿線小平駅から近く、お墓参りの便利さと自然の中で眠りたいとする両方のニーズが満たされているものです。

使用料金の設定は、1人13万4,000円で、粉状の遺骨なら4万4,000円であり、その後の管理費等のランニングコストが一切かからないことでも高い人気を呼んでいるとのことでした。

ちなみに、関東近郊で樹木葬を取り扱っている霊園としては、ほかに奥多摩霊園があり、高台にある墓地はどの区画からも抜群の展望が開け、秩父多摩国立公園内の唯一の

公園墓地として人気を呼んでいます。

また、町田市のいずみ浄苑フォレストパークは、緑豊かな武蔵野や横浜みなとみらいを一望し、四季折々の花が彩る好環境に加え、全体がバリアフリーでお参りがしやすい充実の設備の霊園として好評だとのことでした。

ところで、本市の新山野墓園整備事業は現在662の区画が全て使用されていることで、これから利用希望の市民に対しては区画の返還が生じた場合しか対応できないため、現在地の南側に200区画を新たに整備・拡張しようとするものです。

そこで、(1)の新山野墓園整備事業への応募・問い合わせ状況はについてお尋ねをいたします。

1市7町の合併以前から周辺地域から旧本荘市の郊外に移住した人口は多く、そのほとんどが次三男で構成される新所帯であったため、新たに墓地を求める需要が年々高まっているとのことでした。

これまで申し込みがあっても対応できなかった待機者の数と、現時点での新山野墓園整備事業への応募・問い合わせ状況がどうなっているか、具体的にお知らせください。

次に、(2)の樹林墓地・桜(さくら)葬などへの本市の取り組みはについてお尋ねをいたします。

樹木葬や樹林墓地が初めて話題となったのは、1999年、岩手県一関市の仏教寺院の提案からでありました。

無縁社会が新聞・テレビ等で取り上げられるようになったのは、1990年以降、少子化と核家族化が進み、我が国の家族の概念が大きく変化したことがその背景にあります。核家族化が行き着く先の独居、さらに無縁死という不安を抱える現代社会に、樹林墓地や桜葬などの自然葬は新たな形式のお墓として幅広い市民層からの注目が集まっています。

また、桜葬とは、墓石のかわりに桜の木を墓標とし、遺骨を土に返す墓地ですが、継承者を特に定めなため、都市在住者の関心がふえています。

幸い、昭和56年10月以降、墓地等の経営許可事務等の権限は全て市町村長へ移譲されていることから、市長が設置を認めることで今すぐにでも市有地の有効利用が可能となるものです。

また、現在の本市の条例では、墓地の使用に住所や本籍要件があって、例えば関東圏に居住するふるさと会員からの利用の要望があっても、直ちには応じられない状況にあります。

御承知のように、我が鳥海山は、古来から死者の霊が帰る聖地として広く民間の信仰を集めてきました。本市には、例えば由利高原鉄道沿線や鳥海高原に、霊峰鳥海山を望む風光明媚な場所で未利用かつ広大な市有地が点在しています。

また、本市出身の団塊の世代が、都会では墓地を求めにくいとの嘆きの声も多く聞かれます。これら、ふるさとゆかりの都市住民の墓参りなどによる帰郷を促し、本市と都会を結ぶ交流人口の増加策の一環としても、新たな形態の公共墓地の新設に積極的に取り組む考えはないでしょうか。

率先して岩手県の震災瓦れきの焼却や焼却灰の埋設を英断された長谷部市長の温情あふれる御答弁に心から期待するものであります。

最後に、大項目の4、いじめ・心のストレス調査の実施についての質問であります。

文部科学省は8月1日、全国の教育委員会に対し、いじめ件数や取り組みに関する緊急アンケートを全ての小・中・高校を対象に通知しました。

さらに、滋賀県大津市の男子中学生の自殺問題を受けて、どのような新たな取り組みをしたかも含め、この9月20日までの回答を求めています。

アンケートの内容は、この4月以降に把握したいじめの件数を、「からかい」「集団による無視」「金品をたかられる」といった内容別に各校からの報告を求めようとするものであります。

また、子供の生命にかかわるような案件については、どんな対応をとったかも聞き、教育委員会と学校、警察との連携体制についても尋ねています。

私は、いじめ解消の決め手は、学校全体で、さらには地域全体で、いじめは絶対に許さないとの強いメッセージを出し続けることだと確信しています。

この緊急アンケートは、今9月議会の会期中に集約されて報告されますが、現時点でもその数値はほとんどまとまっているものと思われまます。可能な限り概要を公表すべきものと考えますが、いかがでしょうか。

さて、大館市教育委員会は、ことし6月、市内全ての小中学生を対象に実施したいじめ・心のストレス調査の結果を8月7日に公表しています。

それによると、「いじめを受けたことがある」と答えたのは、小学生が172人で4.8%、中学生が48人で2.7%、合わせて220人を数え、児童生徒全体の4.1%に上っていることがわかりました。

なお、昨年と同様の調査結果では、「いじめを受けたことがある」と答えたのは、ことしより70人以上多い294人で、全体の5.4%を占めています。

この調査は大館市教委が独自に実施しているもので、対象は市内の18小学校の児童3,539人と、10中学校の生徒1,743人でした。質問は15項目にわたり、小中学校とも同じ内容の調査票を配付し、回答してもらっているとのことであります。

ところで、去る6月議会における私の一般質問で、本市の教育行政の相談窓口に寄せられた相談件数と内容についての答弁では、平成23年度のいじめ・不登校については、わずか8件とのことであります。

この数字を大館市教委の調査結果に比べれば、明らかにいじめの認識について差異がありすぎ、本市の8件は氷山の一角と思わざるを得ません。

なぜならば、文部科学省が設置する24時間いじめ相談ダイヤルの相談件数は、大津市の問題が報道された7月4日以降、連日、本日までも2倍以上に増加しました。これに対し平野文科相は、「潜在化していた部分が表面に出てきた。いじめの早期発見、早期対応の前提となる実態把握が本当にできていたのか、素直に反省したい」と述べています。

そこで、(1)の児童生徒の心のストレスの把握方法と状況認識はについて、佐々田教育長にお尋ねをいたします。

次々と進められる小学校の統廃合や保護者の雇用情勢の悪化などで、本市における児童生徒の心のストレスは日々高まっているものと考えられます。その把握方法と状況認識はどうなっているか。また、本市でも継続的ないじめや心のストレス調査の実施が必

要ではないか、忌憚のないお考えをお聞かせください。

次に、（２）の昨年５月の生徒自殺に関する聞き取り調査の内容と対応はについてお尋ねいたします。

滋賀県大津市の中学校で、昨年１０月、中学校２年生がいじめが原因で自殺し、その後の対応をめぐって学校と教育委員会の隠蔽体質が全国的な非難を浴び、教育長が襲撃されるという衝撃的な事件が起きています。

この事態を重く見た文部科学省は、８月３０日、いじめ問題に対応するため、全国の小・中・高校や教育委員会に配置されている約６,０００人のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを、合わせて１,０００人規模で増員する方針を決めました。

その背景には、文科省が子供の心のケアを充実させ、学校で相談しやすい環境をつくるのが、いじめ防止に有効と判断した結果と思われる。

そのため、各学校の支援に向けた、いじめ対策総合推進事業を新設し、３０億円程度を来年度の概算要求に盛り込むとのことであります。

具体的な内容は、いじめを学校で抱え込まずに迅速に対応するため、自治体ごとに元警察官や元教員など外部人材も含めた学校の支援チームを設置できるよう国が財政支援することや、中堅以上の教員に実施している研修を拡充し、いじめの兆候を早期につかんで対処できる体制を目指すこと。また、いじめが家庭の経済状況など生活環境に起因する場合もあり、社会福祉士などスクールソーシャルワーカーもふやし、関係機関と連携して家庭支援を強化するとともに、全国で年間１０件以内にとどまっている、いじめた側の子供の出席停止も改めて活用を促すとしています。

残念ながら、本市でも昨年５月、市内の中学校で生徒が自宅で自殺するという痛ましい出来事がありました。当時の新聞報道によると、由利本荘市教委と中学校は、いじめや校内でのトラブルなどがなかったか聞き取り調査をすとし、さらに市教委は市内の小中学校に対し、命の大切さの教育や一人一人に寄り添った指導の充実を求めるとしています。

生徒が通っていた中学の校長は「驚いている」と話し、男子生徒の様子などについては「中途半端なことは言えない。慎重に調べたい」と述べていますが、このときに行われた聞き取り調査の項目と、その結果報告を受けた教育委員会ではどのような具体的な対応策が話し合われたのか、当時の議事録に沿った正確な答弁を求めるものであります。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 作佐部直議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１、公共施設における震災後の節電対策とその実績についての（１）節電による震災前と以後の電気料金の年間差額はについてお答えいたします。

庁舎を初めとする公共施設の節電対策につきましては、昨年の東日本大震災の影響により夏季の電力不足が見込まれたことから、平成２３年６月に、平成２２年同時期比で使用最大電力の２０％以上の抑制を目指した節電対策取り組み指針を定めたところであります。

具体的な内容としましては、庁舎内の一定の照明設備の消灯、空調の設定温度２８度の徹底、電気ポット等の使用制限、エレベーターの最小限の稼働、クールビズの推進など

であり、今年度も同様に実施しているところであります。

この取り組みにより、平成22年度と平成23年度の電気料金は、一般会計で所管する施設等の平成22年度の支払い総額が5億2,880万円に対し、平成23年度の支払い総額は5億1,530万円となっており、前年度と比較し1,350万円の節電効果となっており、今後も引き続き節電を進めてまいります。

次に、(2) 主要公共施設での契約電力量の見直しによる経費節減額についてはお答えいたします。

東日本大震災により、平成23年7月から9月の電力需給が逼迫すると予想されたことから、東北電力管内の大口契約の業務用電力について契約電力の見直しの要請があり、これを受けて本市でも見直しを実施したところであります。

庁舎、学校等の主要施設の契約電力は、見直しが行われる前の平成23年6月と契約見直し6カ月後を比較しますと、639キロワットの減となっております。

また、この契約見直しによる節電金額を、基本料金について、業務用電力1キロワット当たり1,585円と高圧電力1,260円で、見直し後の契約電力が変更されないと仮定して試算しますと、概算で1カ月当たり100万円ほどとなり、年間約1,200万円の減額という試算になります。

契約電力につきましては、見直し時点の電力がそのまま継続されるのではなく、月々の契約は過去11カ月の使用最大電力の最高値が適用されるため、使用最大電力を下げるよう、きめ細かな節電対策が必要となりますので、引き続き市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

なお、今後どのように省エネ技術を取り入れていくのかということではありますが、経費の節減や地球環境等に配慮し、LED照明を含め最新の省エネ技術について調査・検討して、できるものから導入してまいりますので、よろしくお答えいたします。

次に、2、ソーシャルネットワークシステムの活用についての(1) 観光情報の即時発信や特産品等の販売促進への活用についてはお答えいたします。

現在、市においての観光情報の発信は、観光協会のホームページやブログを活用し、観光情報の事前告知を中心に行っております。

市観光協会ホームページのアクセス訪問者数は、平成24年1月から今月までの累計で7万7,900件となっており、多くの方に観光情報を提供できていると認識しております。

御質問にありましたソーシャルネットワークシステムを活用した情報発信については、テストケースとして市観光協会では本年1月から行っており、情報掲載に対する反応、いわゆるフォロワーが現在368人です。

市では、ホームページやブログでの情報発信を優先して行っておりますが、ソーシャルネットワークシステムは比較的若年層を中心とする気軽なコミュニケーション手段として広まりつつあることから、観光情報や特産品の販売情報はもちろんのこと、市全体での情報発信に効果的な活用ができないか研究し、導入に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2) 災害時の緊急情報交換と市のホームページの保全対策についてはお答えいたします。

年々登録者数が増加しているソーシャルネットワーキングサービスではありますが、代

表格のツイッターでは、出どころの不確かな情報や誤った情報が拡散した例があり、また、フェイスブックでは個人情報第三者から利用されるなど、情報セキュリティの脆弱性が指摘されております。

県内では、大館市など5市で、市政全般の情報を提供するためツイッターやフェイスブックを導入しておりますが、災害時につきましては災害の対応に追われて情報を交換する余裕がなかったとのことであり、あるいは、市民からの書き込みが集中し、「サイトにつながらない」などの苦情が寄せられたとのことでありました。

これらのことから、県内5市では、緊急時の情報伝達手段としてはメール配信の方が有効と考えているようであります。

本市における災害時の情報伝達につきましては、消防・防災情報メール一斉配信システムを導入し、本年10月の稼働に向けて準備を進めているところでありますが、ツイッター等につきましては、(1)でお答えしましたとおり、効果的な活用方法を検討しながら導入を進めてまいります。

なお、災害時に本市のホームページサーバの機能が失われた場合には、高松市や佐久市などとホームページサーバの相互利用について災害協定を締結しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、自然葬墓地の新設による交流人口の増加策について、(1)新山野墓園整備事業への応募・問い合わせ状況はについてお答えいたします。

新山野墓園整備事業につきましては、区画の増設を望む多くの市民の要望に応えるため、現在測量作業を進めており、今後は設計に向けた具体的な検討作業に入る予定となっております。

なお、増設区画の利用者募集につきましては、事業完成後の平成26年度から行う予定であります。今年度に入ってから空き区画を含めた照会件数は10件ほどとなっております。

作佐部議員より御紹介のありました東京都の樹林墓地につきましては、マスコミ報道によりますと新しい試みとして大変注目されているようであります。

今回の墓園整備事業は、都市計画決定されている既設墓地を拡張するものであり、アンケートやホームページなどで利用者を初め市民から御意見をお聞きするとともに、専門家のアドバイスも受けながら進めていきたいと考えております。

また、自然葬墓地など新たな形態への取り組みについては、市営墓地の全体的な計画の中で研究してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)樹林墓地・桜(さくら)葬などへの本市の取り組みはについてお答えいたします。

御案内のように、市営墓地条例では、住所や本籍要件により利用者が制限されておりますが、このことにより、これまで都市計画施設として一定の規制を受ける墓地の善良な管理が確保されてきたものと考えております。

樹林墓地や桜葬など多種多様な形態につきましては、埋葬地が独自の魅力を持ち、また、地域がその場に集う人々を迎える個性を発揮できれば、市の活性化にもつながるものと考えております。しかし、その一方で、設置される地域の十分な理解と衛生的かつ永続的な維持などが課題となります。

時代のニーズが変化する中であっても、墓地の経営主体には持続性と非営利性の確保が求められるものであり、市といたしましては、先進地事例の動向等を参考にしながら今後十分に検討してまいります。

次に、4、いじめ・心のストレス調査の実施について、（１）児童生徒の心のストレスの把握方法と状況認識は、（２）昨年５月の生徒自殺に関する聞き取り調査の内容と対応については、教育長からお答えいたします。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 作佐部直議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、4、いじめ・心のストレス調査の実施についての（１）児童生徒の心のストレスの把握方法と状況認識はについてであります。学校は、児童生徒の日常生活において安全・安心で明るい学校生活を目指し、教育活動に当たっております。

学校でのいじめや心のストレスに関しましては、児童生徒一人一人の表情など、さまざまな変化を見つけることのできる教師の観察力が何よりも重要であると認識しております。

学校では、さらに、子どもを語る会などの定例会議や児童生徒の悩みや生活についてのアンケートなどを実施しており、その結果に基づいたさまざまな対策を講じております。

また、教職員が電話連絡や家庭訪問、保護者との面談などを通して、児童生徒一人一人の悩みを把握し、きめ細かい指導をしたり、校長みずから全校集会等で、児童生徒が一人で悩まずに教職員や保護者にすぐに相談することを訴えております。

いじめや悩みなどの実態調査や分析等に関しましては、県や市で生徒指導研修会を実施し対応に努めているところでありますが、心のストレス調査の方法につきましても、大館市の調査などを参考にしながら研究してまいりたいと思っております。

今後も、各学校において実施されたアンケート結果などについて情報を共有し、いじめの早期発見を図るとともに、関係諸機関と連携しながら、いじめの解消に向けて一層努めてまいりたいと考えております。

次に、（２）昨年５月の生徒自殺に関する聞き取り調査の内容と対応はについてお答えいたします。

このことにつきましては、学級や全校生徒を対象に、「本人が亡くなったとき、どう思ったか。」「本人の前の日の様子はどうであったか。」「いじめられている様子はなかったか。」「本人が関係するトラブルはなかったか。」などの項目について聞き取り調査を実施しております。

また、正確な情報を正しく伝えるために、遺族の了解を得た上で緊急に保護者会を開き、事実説明を行っております。

なお、生徒に対しては、全教職員、緊急支援カウンセラーや心の教室相談員等、全校体制で支援に努めてまいりました。

こうした内容につきましては、直ちに臨時校長会を開催し、市内全小中学校に対して子供一人一人に寄り添った指導に努めるよう、また、命の大切さについて取り上げたり、

保護者との連携を密にしたりするよう指導してまいったところであります。

また、教育委員会においては、事故の発生状況や学校の対応等を説明するとともに、教育委員からは、日常の観察をしっかりとすること、よりきめ細かな指導を展開すること、そして命の大切さについて強調する学習活動を展開するよう求められたところでありました。

今後もし教育委員会といたしましては、関係機関と連携しながら、各学校では児童生徒一人一人の顔や表情をよく観察するなど、日常の児童生徒理解に取り組むとともに、命の大切さにかかわる指導の充実が一層図られるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 4番作佐部直君、再質問ありませんか。

○4番（作佐部直君） 大項目4のいじめ・心のストレス調査の実施についての再質問であります。

大館市のアンケートの内容等を検討して、今後実施するか、そういった方向で検討したいとお話でありました。

私がもう一つ伺っているのは、8月1日、文科省から全国の教育委員会に対し、いじめの件数や取り組みに関する緊急アンケートがありまして、これの提出期限は今議会開期中の9月20日となっております。ほとんどまとまっていると思われ、この概要を可能な限り公表すべきものと思いますが、佐々田教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 作佐部議員の再質問にお答え申し上げます。

1点目の大館市を参考にしたストレス調査の実施でございますけれども、いじめ調査について、御承知のように大館市さんの方は15項目を小中学校共通して行ってございます。我々も見させていただいて検討しているわけでございますけれども、心のストレスも含めたこうした調査は、あくまでも総合的な、非常に根幹にかかわる調査になるかと思いますが、うちの方の教育委員の桑山委員の指導、それから学会的な考えも考慮しながら、発達段階に沿った調査内容とかそうした観点から、十分吟味した項目をつくらなければいけないだろうと認識しているところであります。

第2点目の、9月20日までの文部科学省への提出の実態調査ですが、議員指摘のように今まとまりつつあるところであります。

概数を言いますと、本市の小学校の場合、いじめが10件以上ございます。4月から7月までのところでございますが、十数件あるわけですが、未解決がそのうち2件ほど報告されておりますので、こうしたことには全力でかかわりを持っていかなければいけないだろうと思っております。

それから、中学校の場合は40件ほどありそうで、このうち未解決が7件程度ある感じでございますので、こうしたところに積極的に教育委員会もかかわっていければと、今のところはこういう動きにしております。

締め切りが9月20日でございますので、それまでもう少し現場と、学校と確認しながら件数を定めていければと思っておりますが、基本的には学校からの回答でございますので、それが基礎的な数字になると思います。

以上でございます。

- 議長（渡部功君） 4番作佐部直君、再質問ありませんか。
- 4番（作佐部直君） ありません。終わります。
- 議長（渡部功君） 以上で、4番作佐部直君の一般質問を終了いたします。

この際、午後2時5分まで休憩いたします。

午後 1時52分 休 憩

午後 2時05分 再 開

- 議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 一般質問を続行いたします。7番高橋信雄君の発言を許します。7番高橋信雄君。

【7番（高橋信雄君）登壇】

- 7番（高橋信雄君） 市民ネットの高橋信雄です。議長より許可をいただきましたので、一般質問を行います。

質問を行う前に、今議会冒頭に、7月27日にお亡くなりになりました我が会派市民ネットの佐藤竹夫議員への追悼の言葉を、議会を代表し三浦秀雄議員よりいただきました。大変僭越ではございますが、会派を代表し、感謝とお礼を申し上げます。

私たちにも御自分の病気の厳しさ、治療の難しさ、さまざまな葛藤をそれとなく伝えながらも、病気と向き合い、病気と戦われた立派な方でした。最後まで議員としての使命感を切らさず、年初に会派で計画された9月の一般質問の順番を、意欲を持って準備されておられたとお聞きしております。まさに、今議会のこの場に立つことを、本人も私たち会派全員が望んでおりました。また、6月議会を入院治療により欠席されたことで、辞職の決意を持って治療に当たったともお聞きし、改めてその勇気と清廉潔白さなどに胸が締めつけられる思いがいたします。

故人の無念と御家族の御心痛に改めてお悔やみ申し上げますとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

9月議会最後の質問となりましたので、いささか疲れや惰性が出てくる不安もありますし、旬の話題や質問も8人目となり、重複していますと賞味期限も近くなり、割り引かれたりして赤札となってしまいますが、少しお付き合いをお願いいたします。

岩手県の震災瓦れき受け入れの決断をされましたが、判断を高く評価し、被災者に対する思いと被災地に対する支援の心を共有したいと思えます。同じ東北で被害の少ない私たちができることをお手伝いするという、極めて人間らしい行為であります。放射能汚染という不安から手順を踏んでの作業となり、一刻も早い復興をとという被災者への支援が、遅ればせながらも実現できることを素直にほっとしています。

日本中を熱くし、暑い夏をより熱くさせて感動を与えてくださいましたロンドンオリンピックでの日本選手の活躍や、ボクシングWBC世界フライ級王者になりました五十嵐選手の偉業にももっと触れたいのですが、質問の時間に制限がありますので、大項目4点の一般質問に入らせていただきます。

大項目1点目、国立療養所跡地利活用について、（1）用地のゾーニングについてです。

これまで多くの方が国療跡地についての質問をされておりますが、今年3月議会で会派代表質問を行った本間明議員の「国療跡地に市役所本庁舎移転の可能性は」との質問

に、「現時点では全く考えていないが、全くだめだということではない。財政的に可能で、国療跡地にもっていったらいいんじゃないかという意見が出た場合には、一応検討していかなければならないだろう」と答えています。また、石川副市長が「用途変更という部分に関しては、独立行政法人国立病院機構と協議を行って、病院機構から認められれば、可能性はないわけではないと考えている」とも答えられています。

さきの議会全員協議会において議長が発言しましたように、体育館ありきではないと確認したとのことをあわせて考えると、国療跡地利活用検討委員会の議論は、ゾーニングの是非を含めた根本からのスタートとならざるを得ないのでないかと受け取ったところ です。

体育館ありきではないというのもいささか——いろいろ意見はあるでしょうが、これまでの答弁などをつなげて考えれば、跡地検討委員会やパブリックコメントを用途変更を否定せずに進めるべきではないでしょうか。であれば、議長の体育館ありきではないとなりますが、国療跡地利活用検討委員会の議論の範囲、用途変更を含むのか、市民や議会の意見は反映されるのかを伺います。

用地のゾーニングは体育館建設とも関係しますが、今年3月の三浦秀雄議員への答弁で、「より多くの市民から御意見を伺うため、パブリックコメントの募集も検討する」としていますが、日程的にいつどのようにして募集するのでしょうか。パブリックコメントを募集するということは、一定の手続と期間内で広く公の意見・情報などを募集し、その結果を反映させることを意味しています。これまで当局が示した国療跡地の問題では手順に整合性をいささか感じられませんが、いかがですか。パブリックコメントをいつまでどのようにして募集し、計画にどのように反映していくのでしょうか。

次に、(2)体育館建設計画について伺います。

体育館建設については、亡くなられました石脇地区の佐藤竹夫議員が、合併当初から、残されていた養護学校の体育館を地域に使わせてほしいと活動されておりました。また、老朽化と耐震度調査で使えなくなりました市立体育館が閉鎖された後は、「特別大きなものでなくて十分なので、かわりとなる体育館が本荘地区にも必要であり、土地開発公社の用地の問題もあるので国療跡地へ建設したらどうか。財源は事業を行うことで合併特例債を使えば、一般財源の支出は抑えられるから」と主張していたのは、皆さんが御承知のことと思っています。

しかし、体育館の建設に対しては、依然多くの市民、特に周辺部の市民には、根強い中心部への投資的支出、箱物建設への批判があります。このことは、4年前、「周辺部と中心部の均衡ある発展を」と訴えて戦った市長にはよく理解できることかと思っています。

本荘地区で市民が使え、また、使いやすい体育館は不足しているだろうと想像はできますが、今、23年度決算を迎え、公債費負担適正化計画の目標前倒しの達成がなったからといって、いきなりの大型箱物事業は節度を欠いていると言わざるを得ません。

合併時に、財政的な問題から大内の総合体育館を市の総合体育館として認め合い、総合発展計画を変更しながら公債費負担適正化計画を軌道に乗せた痛みを、私たちは喉元も過ぎないうちに忘れるわけにはいかないのではないかと考えています。

検討委員会での体育館建設の議論は、当局案の規模を縮小した修正案で進めるよう提

案したいと思います。体育館建設に対し市民の声が多いとの説明でしたが、どのような調査をもとにした意見集約だったのでしょうか。調査方法と根拠のデータをお示してください。

必要度というのは、立地などの利便性やコストや財政・予算に対する影響度などが無関係ではありません。提示している施設のランニングコストは幾らでしょうか。

次に、(3)福祉ゾーンについて伺います。

全員協議会の議論にもありましたが、福祉ゾーンを売却しようとする手続や公示のあり方に、日程的・物理的に無理を感じました。

今年3月の三浦秀雄議員、佐々木慶治議員の質問に答え、「国療跡地への第5期高齢者保健福祉計画の期間中での施設整備は厳しいものがある」と認めているように、土地の売却という手続には公示や手順に瑕疵があってはならないのではないのでしょうか。公平性・公益性などが求められ、まして「市民や議会、検討委員会から意見を聞き、幅広く検討してまいる」と答えていますので、意見を聞く前の売却ありきはいかかなものかと感じます。

加えて、第5期高齢者保健福祉計画での整備を市有地に望むのであれば、もっと早い公募や公示、説明が必要であり、場合によってはゾーニングや面積の変更も当然あり得ることと想像できます。なぜもっと早くから売却の説明をできなかったのでしょうか。福祉ゾーンは、検討委員会の検討項目ではないのか教えてください。購入を希望する面積や施設のグレードなどで福祉ゾーンの調整が当然必要になり、検討委員会のスケジュールと第5期計画の整備スケジュールに日程的な無理は感じなかったのでしょうか。

4点目として、整備と財政について伺います。

ここまでの質問でも少し触れましたが、当局の整備計画では総合発展計画にも載っていない大事業を計画するわけですが、これまでも財政面から公債費負担適正化計画の目標前倒しでの達成を含め、国の交付金の増額、借換債や償還、一体枠、合併特例債の5年間延長、財政調整基金の積立額などの説明があり、物理的に大型事業も可能であるのだと認識はいたしました。

しかし、公債費負担適正化計画を策定し、総合発展計画を大きく見直しを行って多くの事業を先送りしながら進めてきた経緯があります。実質公債費比率が18%を切るからといって、発展計画にない節度のない大型事業は、何より市民に説明が難しいと思っています。説明が難しいとは、理解を得づらいということです。卵が先か、鶏が先かということにはなりますが、そもそも全国規模の大会を開催したいということで当てもない大会を挙げて、それに合わせたグレードの施設整備などオリンピックでも行いません。

スポーツではありませんでしたが、10年ほど前になりますが、PTAの全国大会が秋田県で開催されたときに、本荘由利地区は分科会の担当は割り当てられましたが、宿泊と駐車場のキャパがとても十分でないとのことから、秋田市で本荘由利地区の担当分科会広報部会を行ったことがありました。私たちの由利本荘市は、まだ、全国のスポーツ関係者にすばらしい体育館があるので、どうぞ来てくださいと言えるほどの条件がそろっておりませんので、身の丈に合わせた、市民のための福利厚生をひたむきに推進すべきではないかと考えます。

整備に合わせた市長の目指す全国規模の大会は、当てがあるのかどうか。剣道の魁星

旗大会を持ち出して必要性を訴えましたが、会場が秋田から本荘に移ってもよいとのお話があったのでしょうか。関係者などから手応えのような提案があったのかどうか伺います。

財政的に、実質公債費比率が18%を切れば目標達成なのかどうか。今後、目指す水準があるのかどうか伺います。

大項目2の農業問題について、(1)秋田由利牛と秋田牛について伺います。

秋田由利牛のブランドが危ういと感じています。県は、秋田牛とあわせて戦略を出してきました。JAは秋田由利牛をどこへ向かわせるのでしょうか。繁殖・肥育の戦略見直しが必要になるのでないかと感じています。増頭は計画に沿って進んでいるのかどうか。秋田牛となった場合のデメリットはあるのかどうかなどを伺います。

JAは、秋田由利牛は県内消費、県外は秋田牛でと9月座談会で説明を行っています。また、秋田由利牛の生産・販売の戦略は、登録商標を使うJA主体とならざるを得ないので、登録に際しての経費は市が負担したのだとJAも認識しておりました。今年度、基金を積み増しして振興しようとしていますので、この問題については県の戦略とJAの対応に任せるのではなく、市の主体的なかかわりと発言は必要かと考えますが、これまでどのように対応してこられましたか。市の戦略的な考え方を伺います。

次に、(2)本荘由利産の特A米戦略をについて伺います。

あきたこまちが県の奨励品種に採用されて、間もなく30年。ひとめぼれが宮城県で種苗登録され20年、由利地域で導入を始めて15年以上が経ち、コシヒカリの後継を一時リードしてきた秋田米も、現在は特A米がゼロというありさまです。

農業を基幹産業と唱え、米どころを自負し、米の主産県として胸を張るには心もとない現状を寂しく感じています。生産量とあわせ、品質・良食味でもリードできる品種の導入が不可欠であり、価格政策とあわせた戦略を伺います。

県は秋田97号を進めていくようですが、JAと同様に特A米で高く販売するという戦略ではないように感じています。単純に1割高い米を1割少なく収穫するのと、1割安い米を1割多く収穫するのでは、前者の方が生産性は高くなります。具体的には、品種や圃場で一律ではないのですが、労働生産性やコスト面で価格政策は欠かせない要素です。

産地にとって特A米は、絶対品種となって地域の米価を押し上げ、ブランド価値を高くしています。全国で26の特A米がある中で特A米がないということは、良質米の産地ではないというレッテルを貼られたに等しいのです。一時、北海道では良質米の生産が厳しいことから、適地適作を声高に叫び、北海道での米生産を否定する農業関係者が秋田に大勢いました。現在北海道では、ゆめぴりかと、ななつぼしという2銘柄が特A米です。これは育種と関係者の努力のたまものです。

現在、秋田県は、良質米では日本穀物検定協会の範疇で、適地から外れているのです。山形県では、コシヒカリ、はえぬき、ひとめぼれ、つや姫の4銘柄が特A米と評価されています。

価格は、23年産米で新潟一般コシヒカリを100として、山形つや姫が108、山形コシヒカリが91、秋田ひとめぼれは81と大きな価格差が出ています。ちなみに、魚沼コシヒカリは126となっています。北海道のななつぼし、きらら397は、いずれも78となっており、

秋田米と遜色ありません。特A米を一刻も早くつくり出すことが望まれますが、市の対応と戦略を伺います。

大項目3点目として、エネルギー問題について伺います。

昨年6月にも、都市に対するアンチテーゼという意味もあって、エリアでのエネルギー、水、ごみ、食料の100%自給と処理を訴え、質問いたしました。その後、木質パウダーボイラーの検討、鳥海ダムへの水力発電所の提案などに理解を示していただきました。改めてエネルギー問題について伺います。

(1) 木質パウダーボイラーの導入について伺います。

木質パウダーボイラーの導入に当たり、当初予算で調査費が認められています。森林組合においては、パウダーマシンの導入に向け先進地の和歌山県への視察などを進めて、市の事業化に歩調を合わせるべく準備を行っているようです。県からは事業化でのコスト面の指摘がされたと聞いていますが、どのようなものだったのでしょうか。その根拠と、木質パウダーの代替エネルギーとしての役割、林業・林地に果たす多面的機能をどう捉えるか伺います。

パウダーによってバイオマス発電の可能性も報告されていますし、林地残材・間伐材、河川の整備などで発生する産業廃棄物を利用できるので、まさしく循環型の再生エネルギーと考えています。

2点目として、鳥海ダムの発電事業について質問いたします。

本市にとって鳥海ダムの重要性は申すまでもありませんが、昨年6月の一般質問でも伺ったように、当初計画にはなかった発電所の併設が、大震災後のエネルギー問題に対しても有効であり、ダムとしての機能を高め、事業着工に向けてアドバンテージを得られるのではないかと考えています。特に、今年のように猛暑続きで水不足の心配な年には、ダムがあったらと考えました。市においてもこれらのことを理解され、国・県などの関係機関へ要望を行っていますが、発電所の設置について発電事業者の要望があれば計画及び設計の変更もあるとの説明だったと認識しています。発電事業者としての東北電力や他の企業への説明や要望などは行っているのでしょうか。また、県内には15の県営の水力発電所がダムに併設するなどして稼働しているようですが、県への働きかけ、あるいは市営の発電事業として検討はされないのかどうか伺います。

エネルギーの3点目、市の発電事業と風力発電の収支について伺います。

大震災後の電力不足への不安やクリーンエネルギーへの注目、電力買い取り制度の充実と補助などから、風力発電への事業参入が相次いでいます。

これまで岩城地域の風力発電は、落雷被害の続発もあり、必ずしも稼働率は高くなかったと認識しています。加えて、クリーンエネルギーの中でも風力発電の効率は低いと言われ、買い取り制度の充実により、これまでと比較して収支はどのように予測しているのか。必ずしも電力会社への売電ではないのでしょうか、自前の電力を利用しての経営効果的なものは試算できるのではないのでしょうか。また、民間の事業参入が相次いでおり、自治体としても十分可能であると考えています。今後の市の可能性を伺います。

最後の質問は、4、国際交流について、領土問題が与える影響と市長の判断はについて質問いたします。

本市は、ハンガリーのヴァーツ市、韓国の梁山市、中国の無錫市の3カ国3市と友好

交流協定等を結び交流を行っていますが、竹島や尖閣諸島の領土問題や歴史認識などから中韓2カ国との交流に全国で影響が出ています。また、観光の誘客にも影響があるのではと心配しています。市長の基本的な考え方、今後の交流の進め方について伺います。

これで大項目4点の質問を終わります。重複する質問もありますが、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、高橋信雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、国立療養所跡地利活用について、（1）用地のゾーニングについてにお答えいたします。

国療跡地利活用事業につきましては、先般8月10日に開催された議会全員協議会において、これまでの経緯等を初め、第1回利活用検討委員会における委員の意見内容や国療跡地利活用事業に係る基本的な考え方について改めて御説明申し上げ、議員各位からも忌憚のない御意見を頂戴したと認識しております。

御質問の利活用検討委員会の協議の範囲については、この全員協議会において既に御説明しておりますが、国立病院機構との固定資産売買契約書に基づき、原則としてスポーツ機能と防災機能について具体化していくため、このたび利活用検討委員会に諮問したところであります。

諮問事項としては、国療跡地の利活用等に係る基本的な考え方と当該基本計画策定に係る意見・提言の取りまとめについて諮問し、市民の各界各層にわたる幅広い意見・提言を集約しながら、当該基本計画に反映させていくこととしております。

また、全員協議会においてお示ししました国療跡地利活用事業に係る基本的な考え方で、「市議会との協議時間を勘案し、国療跡地利活用基本計画の決定は、平成25年6月を目標とする。」こととしており、市議会からの御意見やアイデアも十分参考にさせていただきたいと考えております。

さらに、幅広く市民からの多様な御意見を当該基本計画に反映させるため、ことし12月から来年3月までの期間設定で、市ホームページと広報ゆりほんじょうにてパブリックコメントを募集してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、（2）体育館建設計画についてにお答えいたします。

御質問の体育館建設に対する市民の声が多いという説明の根拠について、全員協議会の資料でお示したスポーツ振興議員連盟からの提言書、各党派提言はもとより、平成14年に旧本荘市体育協会及びスポーツクラブ連合会から提出された、1万5,000人を超える総合体育館施設の建設に関する要望書が提出されているという背景を重く受けとめ、素案を作成したものであります。

また、先日開催された第1回利活用検討委員会には私自身も出席し、委員の皆さんから国療跡地利活用に関する自由闊達な御意見・御提言を伺いました。

その意見交換では、特にスポーツ機能について、「全国規模の大会を持ってこられるような施設にしてほしい」「大会のないときも気軽に運動できる施設も必要である」「設備の面で、シャワールームの設置や客席からも試合が見れる観覧席を整備してほし

い」という御意見があったところでもあります。

なお、当該施設のランニングコストに関する御質問がありましたが、当該基本計画に関する利活用検討委員会での協議がこれからという状況で、具体的なランニングコストの額についてまでは示すことはできませんので、御理解願います。

次に、（３）福祉ゾーンについてにお答えいたします。

国療跡地利活用につきましては、私が市長に就任して２年目の平成22年８月に担当部局がないことがわかり、直ちに庁内プロジェクトチームを設置して今までの経緯を整理し、今後のあり方について検討させたところでもあります。

昨年12月には、全員協議会においてこのプロジェクトチームでまとめた素案を示し、平成25年度に基本設計・用地測量を計画し、さらに民間福祉ゾーンについては市としての整備は行わない旨、御説明しております。

また、民間福祉ゾーンにつきましては、本年３月定例会において、第５期高齢者保健福祉計画の期間中での整備は厳しいものがあるものの、希望者がある場合は検討してまいる旨、答弁しております。

こうした中、今般希望者があったことから、希望する購入時期に合わせて対応するため、今議会中に関連の追加補正案を提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

特別養護老人ホーム設置の認可権限は県であり、県の方針が示される前での施設整備に付随する公募や土地売却に係る作業は困難であり、県の整備方針スケジュールが示された後の８月１日に、市内各社会福祉法人等に対し、国療跡地の民間福祉ゾーン及び水林総合福祉エリアに、福祉施設の整備用地として売却できる市有地があることについて情報提供したものであります。また、事前に施設整備の意思表示があった団体にも同様の情報提供をしております。

なお、第１回利活用検討委員会において、民間福祉ゾーンについては売却を前提としている旨、委員に対して説明しており、協議項目からは除外しておりますので御理解願います。

次に、（４）整備と財政についてにお答えいたします。

国療跡地利活用事業と財政計画につきましても先日の全員協議会で御説明しておりますが、当該用地を土地開発公社から買い戻すまでの費用は、昨年、消防庁舎建設事業や耐震調査・補強事業などとともに総合発展計画の特別枠に組み入れており、平成27年度以降の関連事業についても次期総合発展計画の枠組みに位置づけてまいります。

さらに、今定例会の諸般の報告でも申し上げましたが、平成27年度以降における５カ年程度の実施事業については、住民要望や必要性の高い事業等を改めて精査し、財政計画との整合性を図った上で来年度中に市議会にお示しする予定であります。

また、御質問の実質公債費比率の目標値については、昨日、佐藤譲司議員の御質問でもお答えしたとおり、16%未満を次に目指すべき目標値と考えておりますので、御理解願います。

なお、全国規模の大会を開催する当てがあるのかとの御質問ですが、ことし３月定例会にて佐々木慶治議員と長沼久利議員にお答えしたとおり、かねてより、子供たちに夢や希望を与えることができる施設があればとの考えから、全国レベルの大会の一つの例

として魁星旗をお示ししたものであります。

加えて全国レベルの大会が可能となれば、交流人口の増加により新たな観光誘客と地域経済の活性化に相乗の効果を与えるとともに、市民にとっても活力の向上と生涯にわたる健康増進が図られ、魅力あるまちづくりを創造していくことにつながると期待しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、農業問題について、(1) 秋田由利牛と秋田牛についてにお答えいたします。

7月20日に設立された秋田県産牛ブランド確立推進協議会の内容につきましては、昨日、齋藤作圓議員にお答えしましたとおりであります。これは、オール秋田で県産牛を県外市場にアピールすることを狙いとして設立されたものであります。

この協議会は、その後、開催されておらず、統一ブランド名や基準などが決まっていない状況にあることから、計画出荷量やデメリットなどは不明であります。

本市では、今年度から秋田由利牛増頭対策を積極的に展開しているところであり、県産牛統一ブランドによる不安要素もありますので、当協議会の今後の動きも見定めながら対応してまいります。

現在、秋田由利牛増頭対策につきましては、平成28年度まで年間200頭を目標に秋田由利牛ブランド確立事業・増頭5カ年計画による取り組みを進めているところであります。

今年度は、料理教室やイベントによる地元消費の拡大、パンフレット作成や取り扱い認証店による流通・販売の拡大に取り組むとともに、畜産振興資金制度の拡充による増頭の環境整備などを進めております。

市といたしましては、秋田由利牛が統一ブランドに埋没しないよう、県内一の子牛産地である本市の生産基盤と繁殖や肥育技術の充実を図りながら、由利生まれで由利育ちの秋田由利牛を振興し、県内ブランドをリードできるように関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、(2) 本荘由利産の特A米戦略をについてにお答えいたします。

米の食味ランキングは、日本穀物検定協会が実施する食味官能試験に基づき行われているもので、基準米と比較し、おおむね同等のものをAダッシュ、基準米よりも特に良好なものを特A、良好なものをA、やや劣るものをB、劣るものをBダッシュとして発表されております。

高橋信雄議員が御指摘のとおり、秋田県は最高評価である特Aが2年連続ないという状況であり、秋田県産米全体のイメージダウンにつながりかねないものと大変危惧しているところであります。

このような状況について県でも対策を講じることとし、成分分析器の導入による食味向上・栽培マニュアルを作成、農業団体と一体となってその普及に努めていくことが確認されております。

食味検定試験の対象品種は県の奨励品種であることが基本であり、特A対策については県が主導していくべきものであります。市といたしましても県や生産者団体であるJA秋田しんせいと一体となり、ランクアップに向けて取り組んでまいります。

同時に、高品質・良食味米の生産は有利販売につながることから、生産技術の指導や

リードできる品種の導入も含めて関係機関に働きかけてまいります。

次に、3、エネルギー問題について、(1)木質パウダーボイラーの導入についてにお答えいたします。

木質パウダーボイラー導入に向けての本市の取り組みといたしましては、現在、市内の6施設で適正規模、設置費用等の把握と導入効果などについて調査を行っております。

また、森林組合の理事の皆さんが、木質パウダーボイラーの先進地であります和歌山県を7月18日から7月20日に訪れ、現地視察されたと伺っておりますので、パウダー製造についても前向きに御検討いただいているものと受けとめております。

このような中、本年6月に県由利地域振興局と本荘由利森林組合及び市の実務担当者で構成する検討チームを立ち上げ、木質パウダーボイラー導入に向けた課題について検討しているところであります。

その中で県からは、費用対効果について、和歌山県のデータを使った試算では木材の含水率の違いなど地域差も考えられることから、十分な精査が必要であるとの指導もいただいております。

今後、検討チームでは、パウダーボイラーの事業化に向けて、パウダー製造施設に係る建設候補地の検討や製造コストの試算、多面的機能の効果など、具体的な内容について調査・検討していくこととしております。

化石燃料から木質パウダーボイラーにシフトすることは、和歌山県の例からも十分可能と考えますし、国内でも先進的な取り組みにより、森林資源の新たな活用や林業活性化への展開が期待されるなど、地球温暖化対策にも貢献できるものと思っております。

次に、(2)鳥海ダムの発電事業についてにお答えいたします。

鳥海ダムにつきましては、治水と利水並びに流水の正常な機能維持を目的として建設が計画されており、本市では水道用水としての利水計画書を提出し、参加の意向を表明しております。

昨年の東日本大震災を受け、自然エネルギーへの転換を求める多くの声があり、鳥海ダムにつきましても昨年の第3回検討の場で水力発電の導入について意見を申し述べたところであります。

発電事業については、一般的にダムの基本計画の策定に向けた作業の段階で、国から電気事業者へ発電利用計画の照会を行うと伺っております。

現在、鳥海ダムは検証ダムに位置づけられ、対応方針を得るべく、検討の場を開催しながら検証作業が進められているところであり、電気事業者へ照会を行う段階には至っておりません。

また、市営としての鳥海ダムでの発電事業への参画につきましては、初期投資が大変高額になると予想されることや採算性が不明確なことから困難であると考えているところであります。

いずれにいたしましても、検証作業を終え、基本計画策定のステップまで早く進むことができるよう、いわゆる検討の場において鳥海ダムの必要性を強く訴えてまいります。あわせて水力発電の導入についても要望してまいりますので、議員各位のお力添えをお願いいたします。

次に、(3)市の発電事業と風力発電の収支についてにお答えいたします。

岩城地域の風力発電は、新エネルギーの効果を実証し、また啓発する目的で、平成14年に設置され、発電した電気を周辺施設へ供給するとともに余剰電力については売電をしております。

この施設は今年度で11年を経過し、議員御指摘のとおり落雷被害などで稼働率が左右され、毎年度安定した売電収入とはなっていないのが現状であります。

昨年度の収支状況であります。売電収入が約1,220万円のほか、周辺施設の電気使用料を含めると、収入総額は2,420万円です。

一方、支出については、発電量が少ないときには電気を購入しておりますので、その金額が約1,290万円、また、その他保守料などを加えた支出総額は約1,750万円となり、差し引き収支は約670万円の黒字となっております。

なお、発電実績としては、昨年度1年間で149万3,236キロワット、うち売電は96万4,430キロワットでありました。

今後は新たな買い取り制度に移行することにより、これまでは1キロワット当たり約13円であった価格が10円高い約23円となり、収入の増加が見込まれますので、収支についても、なお一層改善に向かうものと予測をしております。

次に、本市における風力発電への取り組みの基本的考え方についてであります。東日本大震災に伴う全国的な電力不足と7月1日の固定価格買取制度のスタートに伴い、今後、民間事業者の参入がなお一層活発化するであろうと見込んでおります。

したがって、市といたしましては、これら再生可能エネルギーの普及につぎまして、地域産業の発展、地域経済の活性化という観点から、また、県の方針も踏まえ、今後とも民間でできることは民間にお願いするというスタンスで、新規参入事業者に対して総合的に支援してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、国際交流について、領土問題が与える影響と市長の判断はに答えいたします。

これまで本市では、ハンガリーヴァーツ市、韓国梁山市の2市と友好都市協定、中国無錫市と友好交流都市協定を締結しております。

しかしながら、韓国梁山市との交流につぎましては、島根県が竹島の日を制定したことを契機に、平成17年3月22日に当時の韓国梁山市長より交流の暫定的な中断の申し入れがあり、現在も交流を中断しているところであります。

また、今般の竹島や尖閣諸島での出来事により、国家間の動向や各国市民の反応が毎日のように報道されており、韓国の自治体との交流を中断した国内の市町村があると伺っております。

今や政治経済・文化等あらゆる分野において、国境を越えた相互依存関係が深まりつつあり、もはや国際社会の平和や繁栄と切り離して、一都市あるいは一国が単独で平和や繁栄を享受することは困難な状況にあります。

このような状況の中、本市の国際交流につぎましては、市民が交流する中でお互いに理解と友情を深めながら、人類共通の発展を目指していくことが大切と考えており、今後も国際交流を継続してまいりたいと考えております。

しかしながら、外国諸都市との交流は相手のあることでもあり、国際・国内情勢を見きわめながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君、再質問ありませんか。

○7番（高橋信雄君） それでは、再質問させていただきます。

1の（1）用地のゾーニングについてです。地域協議会の議事録を見させていただきましたが、全協と同じように用地のゾーニングに関しては病院機構と協議をすれば、申請して認められれば可能だという説明をしておいたようです。ということは、最初に申しましたようにゾーニングをたたき台として検討委員会へ諮問したんでしょすが、市民の声とか議会の声を反映させ、ゾーニングの根本のところから議論すべきでないかというのが質問だったわけです。たたき台はたたき台で、その場所を検討する、それは体育館ありきではないという意見もあったように、そういうことを考え合わせると、いろんな意見を伺いましょうというスタンスでいくのかと思っているのですが、いかがでしょう。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 全員協議会、さらに先ほどもお答えしましたが、国立病院機構から譲渡を受けたときの利用用途に基づき、スポーツ、防災ゾーンについて検討を行い、基本計画を策定するものであり、利用用途の変更は考えておりませんので御理解願います。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） 変更は考えていないということであれば、市民の意見やパブリックコメント、議会の意見があっても、用途の変更は受け付けないという意味ですか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） ただいま私が答弁したように利用用途の変更は考えてないということでございますが、3月議会で可能性について副市長が答えておりますので、副市長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） ただいまの高橋信雄議員の再質問にお答えさせていただきます。

市としては、素案を庁内プロジェクト等々で作成しまして、8年前の計画と8年経過した現在で、それぞれ担当部局において情勢の変化等を踏まえて、素案といいますか、市の考え方に変わりはないかということを確認しました。その結果、防災、スポーツ、民間福祉ゾーンの利用に関しては変更の考えはないということで、市当局の考え方として、その素案をお示しさせていただきました。

ただ、3月議会か何かの場でしたけれども、本間議員さんの方から例えばの話で、市役所庁舎を国療跡地に持っていくことはできないのかという極論的な話がありまして、それを100%否定するものではないと。当局、議会、あるいは市民の方々がそういった方向がいいということであれば、そういった利用もできないことはないといった意味でございまして、こちらの考えとしては、ただいま市長がお話ししましたように、防災、スポーツゾーンということでの利活用ということ考えております。

以上です。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） それはそれで理屈はわかっていたつもりでしたのです。用途の変

更は考えていないと。ただ、副市長だけでなく市長も、「財政的に可能で、国療跡地に持っていったらいいんじゃないかという意見が出た場合には、一応検討しなければいけないと思っている」という答弁でした。ということは、そういう意見を聞く場所を用意するのかしないのかまでいくと思うんです。その場所を設けなくて、考えはありませんというのであれば、問答無用、門前払いでしょうけれども、聞く考えはあります、そういう意見が出たら検討しなければならないと思っていますと言いながら、変更は考えていないというのであれば整合性がないのではないかとということで質問したのです。そのところ、もう一回答弁をお願いします。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） あくまでも基本的には、利用用途の変更は考えてないということでありまして。ただ、3月議会の際に本間議員から、例えばの話で、市役所庁舎を持っていくという意見も出ましたが、そういう意見が出た場合は、用途の変更が可能であるかどうか、またこれも定かではありませんが、一応検討をさせていただくという意味で副市長が答弁したと私は解釈しております。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） 何度も申しますが、副市長だけでなく市長も、それがいいんじゃないかということであれば一応検討していかねばならないだろうと答えております。議事録を確認していただければそう述べています。その後の副市長の答弁は、「用途変更という部分に関しまして独立行政法人国立病院機構と協議を行って、病院機構から認められれば、可能性はないわけではないと考えております。」という文言でしたので、議事録を見ればわかると思います。

ただこの問題は、卵が先か、鶏が先かと同じように、議論をどこに持っていくか、市民の意見をどこから吸い上げるのか、検討委員会に諮問したことで進めるのか、市民から検討委員会に諮問した以外のことについて意見を伺うスタンスがあるのかどうかというところの基本的な考え方を私は問いたいのです。地域協議会でも同様のお話をしておりまして。たびたび本荘地域の体育館云々というのがあって、その用途変更はできないのかという質問に、どこでも用途変更は可能ですというような答弁をしておりますので、用途変更が可能であれば、用途変更の要望を聞く場所を用意しなければいけないのではないかと考えているのです。いかがでしょうか。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） 繰り返しになりますけれども、3つのゾーン、これはいろいろな経緯も踏まえて、病院機構との契約の中でもそういった部分を考慮して土地開発公社が代行取得しております。そして、その後、それらの経緯も含めていろいろ内部で検討し、さらに市の素案としてお示ししております。それで、病院機構が認めれば、極端な話、国療跡地に市役所も持っていくことは全く否定するものではないという意味でありまして、ただ、市の考え方としては、素案にお示ししましたとおり、スポーツゾーン、防災ゾーンという機能の中でそれら計画を進めていきたいと考えております。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） この件に関しては多分いろいろまだ継続されると思っていますし、検討委員会も続きますので、次に進ませていただきますが、福祉ゾーンを諮問の検討項

目から外したというのはどういう理由からでしょうか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 担当の部長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 土田企画調整部長。

○企画調整部長（土田隆男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年12月の全員協議会でございしましたが、民間福祉ゾーンにつきましては市としての整備は行わない旨の説明をしてございます。というのは、民間に払い下げをして、御要望があれば売り払いをしたいということを説明申し上げております。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） その際、売却だけでなく賃貸もありと答えているのですが、いかがでしょう。

○議長（渡部功君） 土田企画調整部長。

○企画調整部長（土田隆男君） ただいま申し上げましたとおり、市では整備をしないとしかちょっと記憶がございませんが、賃貸もしないと答えてるかは後ほど確認したいと思います。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） 賃貸もしないでなくて、賃貸あるいは売却、市が売却したいのでしようけれども、売却に関しては時期的なものがあるので難しいけれども、福祉ゾーンとして整備したいということで、賃貸も含めて答弁しているようです。

○議長（渡部功君） 土田企画調整部長。

○企画調整部長（土田隆男君） お答えします。

繰り返しになりますが、賃貸という答弁の部分は現在記憶はございません。ただ、期間的に、計画に間に合わなければ、御要望があれば市の方でそれに間に合わせて整備を進めたいという旨の答えはしてございます。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） このようなこともろもろ考えても、福祉ゾーンも国療跡地エリアとしていろんな検討をされるべきだと思うのです。例えば時間的なもの、第5期計画に間に合うのか間に合わないのか、その工事の手續、パブリックコメント、そういうものを含めまして物理的に考えても、ここの福祉ゾーンをどれだけほしいかという、相手もあることだと思うのです。売りたい側だけでなく、相手があるこの福祉ゾーンをどうして検討項目に含まなかったのかというのが疑問なのですが。

○議長（渡部功君） 阿部総務部長。

○総務部長（阿部太津夫君） 財政の観点からお答えしたいと思います。

この件につきましては、先ほど市長が答弁しましたとおりに宙ぶらりんな形になってございました。一番悩んでいるところが財政部門でありまして、これまで話しましたとおりに26年9月に一括で買い取りをしなければいけないと。その中で福祉ゾーンにつきましては、皆さん御承知のとおり約2万1,000平米を2億1,000万円ほど、原価で買っております。それ以外の約10ヘクタールのスポーツゾーンと防災ゾーン、これにつきましては、そういう目的であればということで約半値、時価の半値で購入をしております。

今、高橋議員御質問の福祉ゾーンにつきましては、旧本荘市時代から民間の法人の

方々が施設を運営するということを前提としたものと伺っております。市が公社から買い取る場合に、今、利息を含めると約2億6,000万円ほどになるようでありませぬけれども、それを一括して買わなければいけないという状況でございます。それで、仮にその賃貸をした場合に、その部分、ずっと一般財源で対応しなければいけないという非常に厳しい状況でございます。財政としては、とにかくその土地を、はっきり言いますと一括して売りたいと。中には分割という方法もあるでしょうけれども、今回の希望があった法人については一括して買い取りたいということでございましたので、市が考えているとおりの方向にあると財政的には見ております。

以上です。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） 第5期計画を考えると、水林の用地だったら時間的に説明がわかりやすかったと思っていたのです。ただ、国療跡地の検討委員会を立ち上げて整備して、第5期計画と合わせて、物理的に、時間的に合わせるという作業をして、そこも売却して、売却希望をいついつ言っているのだと、水林の用地とは違って、かなり無理があると思ったのです。ですので、福祉ゾーンを含めて、検討委員会でしかるべき考え方を問いながら、まして、その用地の用途変更も認めるといふか、そういう交渉の場の余地もあるというのであれば、という思いから、その国療跡地の福祉ゾーンを——というのがとても疑問に思った次第でした。市の公有地を売却するときに時間がないまま俎上へのせて、ともすると一部の情報を知っている者だけが手に入れることができるのか、その公売をできるのか、そういう感じにとられたくないので、水林の方であればこれまでも福祉用地なので、そういうのを進めていくことが十分ストレートになるんだと思ったのですけど、国療跡地に関しては全体のゾーニングともかかわることなので慎重さが必要だったのでないかと思っております。

ここも、これで終わって次に行きたいと思っております。

ちょっと順番が前後しますが、体育館の規模ですけれども、規模を含めてパブリックコメントをいただこうとすると、この提案された規模でのパブリックコメントのいただき方と、適正な規模とか必要とするものはどういうものかというコメントのいただき方と、大きく分けて2つあると思うのです。細かいことはいろいろあるんでしょうけれども、どういう形で体育館のグレードに関してのパブリックコメント、また市民からの意見、それから議会からの意見を受け入れようとしているのでしょうか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 副市長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） 現在、検討委員会を立ち上げております。そして、前も申し上げましたけれども、議員の皆様からも意見等をいただきたいと思います。それらを総合しまして規模等についての案を出しまして、それについて市民からパブリックコメントをいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） いろいろな情報や市民の声を勘案して、感情的なものから投資的

な部分が何で本荘にという意見は地域協議会でかなりあったようでしたけれども、今までであった市民体育館が使えなくなった、青少年ホームのグレードも含めまして、本荘地域に体育館が不足していると個人的には認識しています。ただ、その不足しているものが一足飛びに能代市の体育館のようなグレードになるという話は、いわゆる市民のニーズとは違って来るんだと思います。メロンは食べたいけれども、500円のメロンでいいのに1万円のメロンを買ってくださいではないのだと思うのです。まして、やっとな実質公債費比率が目標に達したところだと思うのです。こういう時期に、市民はいろいろな政策や補助事業も含めて痛みを分かち合っただけでここまで来たんだと思っているときに、この大型箱物事業をぼんと出して、たたき台としても素直に「ああいがあったな」と、その欲する関係者以外の方々が賛同できると思ったのでしょうかというあたりがとても疑問に思いました。グレードはかなり重要な要素です。体育館のグレードは、最初の質問でも申しましたように、もう少し小さ目な、今までの市民体育館程度で我慢すべきでないかということをお願いしたいと思います。というのは、平成14年に1万5,000人余りの要望があったとしても、合併協議会で大内の体育館を総合体育館にしようという申し合わせをして合併したはずで、まだ10年もたっていないので、その申し合わせはまだ生きてると個人的には思わざるを得ないのです。要望はあったとしても、その協議を無にして、さあ18%を切ったのでとストレートにはならないと思いますので、そのあたりをもう少し市民や検討委員会にも説明すべきではないでしょうか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） その件については、各委員会、あるいは先般の全員協議会の中でも十二分に説明したはずであります。

それで、私の答弁でも触れておりますけれども、私が市長に就任したのは21年4月であります。翌年の8月に国療跡地の利活用事業の担当部局がないということが初めてわかりました。驚きと同時に、こんなことでは国療跡地の利活用が進むはずがないと思いました。そこで、跡地利用に関して企画調整部の方にプロジェクトチームをつかって、これまでの経緯等を調査・検討するように指示をいたしました。ですから、あくまでもたたき台ということで12月議会にお示しをしたわけであります。

皆さんもおわかりかと思っておりますけれども、プロジェクトチームに調べさせましたら、17年2月に金融機関からお金を借りて厚生労働省から旧本荘市の土地開発公社が買いました。これは10年契約になっておるわけです。26年9月には返済を完了しなければならない。こういうことが明るみになりまして、私としましては、この土地を取得しなければならない、こういう判断のもとにいろいろ研究をさせてまいりました。ですから、跡地の現況と課題について高橋議員はどのように捉えられて、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡部功君） ただいま市長から質問がありましたので、その件につきまして高橋議員よりお願いいたします。

○7番（高橋信雄君） 最初の質問で申しましたように、利活用のゾーニングについて根本的な意見を伺う、その中で買い取ったゾーニングを尊重して、そこへの体育館の建設は、特段、全国規模の大会を招致するような体育館でなくても、不足の分だけを補う体育館を建設するという意見を持っています。まして、これまで合併後の市の投資的な事

業を行っていますと、誰も国療跡地を知らなかったわけではなくて、さわらなかつたわけでもなくて、由利橋の建設、カダーレの建設、区画整理その他の大型事業をやってきて、国療跡地のことをやってしまうと誰もみんな持てないので、わからないのでそこをさわらないという方が多かつたのだと思っています。市当局もそういう認識だと思います。それを専門的に進めていくことが、全体にとってプラスかどうかというのをみんながわかっていたから、今まで、そこの利活用計画をできなかつたものだと思いますので、その上から、あえてそこに手を突っ込むという作業をするのであれば、やっぱり今までのことを踏まえて、ゾーニングから皆さんの意見を聞くことになるというのが根本的なものではないかと思っています。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） いずれ私が先ほど申し上げたとおり、22年8月に国療跡地のプロジェクトチームをつくるように指示したわけです。その後、そういういろいろなその経緯、中身について私が初めて知ったということなんです。合併してからいろいろな大型の事業があるから国療跡地は恐らく無理だという判断でさわらないできたというように今おっしゃいましたけども、毎年、金融機関に1,200万円の利息が積み上げられてきてるんです、10年間。これを放置してきたことについて、市民にどういう説明をしたらいいんでしょうか。ですから私は、26年9月のタイムリミットが来るものですから、これはそれまでの間にぜひ合併特例債を使わなければ、9億2,500万円ですか、6,000万円ですか、それぐらいのお金がかかる。ですから、そのためにやっぱりきちんとした基本計画、あるいは実施計画のところまでいかないと、なかなかそれを充てることができないという説明を伺ったものですから、そういう判断のもとに今いろいろ進めておるわけです。

体育館の規模云々について、高橋議員がおっしゃいますけれども、全国レベルの大会ができる大きな体育館、これは口頭での話し合い、話ですよ。体育館をもっと小さくしてもいいんじゃないか、どういう規模がいいかというのは、まだこれからなんです。規模を縮小した修正案で進めるように提案しますと高橋議員おっしゃいますけども、規模縮小というその根拠は何なんですかね。お示し願いたいと思います。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） 私は市長になるつもりも、市長でもないのだからですけども、まず冒頭の国療跡地の年1,200万円の利息の分についてですが、これは必要で買い、必要で借りたもので、責任のある負債なので払わなければいけないと市民に説明するしかないです。その1,200万円の利息を払いたくなくて何か事業をする。例えば、地域協議会で説明していて今回は言わなかつたようですが、ランニングコストを大体同等の施設と比較して出しているところがありました。秋田市の体育館と能代市の体育館で6,000万円から6,500万円と出しているじゃないですか。その1,200万円の利息は、6,000万円のランニングコストよりずっと安いんです。5分の1でしかないんです。新しいものを建てて、もっと費用がかかるようなことをやろうとするのであれば、根本から皆さんに問い直して意見を伺うと、市長がそう言ってるんですから、それを求めているだけであつて、グレードを小さくしてというのが本題ではなくて、根本から市民にどういうものが必要なのか、ゾーニングとグレードを含めてたたき台を示して、そういうものから入る

べきでないかと。ただ、たたき台でこのような大きいものを出したとすれば対案が必要になるので、今までの市民体育館と同等の地域の体育館でいいのではないかとという提案をさせていただいたところです。至極当然のことだと思っております。

- 議長（渡部功君） 暫時休憩いたします。
午後 3時22分 休 憩

午後 3時24分 再 開

- 議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番高橋信雄君。

- 7番（高橋信雄君） 一問一答方式の部分で余りいい例ではなかったかもしれませんが、緊張感をいただきました。

国療跡地については検討委員会も開催されたばかりですし、今後、市民の意見や議会の意見も求めていくということは確認できてますが、その中でやっぱり強い提案なり意見を申し上げておきたいという心情もあります。

これまでの議論の中で変更がないわけではないという、グレーな答弁があるので、そこを押さえたかったのです。これ以上は堂々めぐりになるというような雰囲気もありますので、次に進ませていただきます。

2の（1）秋田由利牛での市の立ち位置をお聞きします。

J Aの座談会が私のところでちょっと早く行われて役員が来られましたけれども、由利牛の立ち位置がなかなか不安だと。私は必ずしも由利牛でいくことが全ていいという認識には立っておりませんでしたので、秋田牛としてのメリットが何なのか、デメリットが何なのかを整理しながら、農協と市の立ち位置がどうなのかというのをきちんとしていただきたい。齋藤作圓議員の質問にもありましたけれども、J Aに対する不信感がどこもなくあって、こういうものをやりたいというときにはどうかお願いしますけれども、こちら側の提案にはなかなか同意していただけないような雰囲気をここ数年感じています。由利牛に関しても、座談会では登録に関して確かにお金は市から出してもらったけれども、やるのは農協だというあからさまな表現でしたし、続けて、今穀物相場が上がったので、牛の飼料に対する補助をお願いしたいというような話で締めくくられました。補助については、農協に補助をするのでなくて農家に対する補助というのが市のあり方でしょうから、そういう困った意見については検討せざるを得ないのですが、由利牛に関してはどこまで由利本荘市がイニシアチブを持って、お金を使いながらやっつけようとするのか——いみじくも今回の協議の中で由利本荘市がちょっといなくなったのかなと、どこで出てきて、どこで意見を言ったのかというのが見えなかったので伺ったところでした。

改めて、由利本荘市としては、農協とは関係なく秋田由利牛をこういう方針でやっていきます、こういうところに活用しますとかそういうものがあれば、それをお示ししていただきましたかったのですが、いかがですか。

- 議長（渡部功君） 長谷部市長。

- 市長（長谷部誠君） 秋田由利牛についての再度の質問でありますけれども、市としては秋田由利牛が統一ブランドに埋没しないように、本市の生産基盤と繁殖や肥育技術の

及させたという経緯があります。必ずしも秋田県が奨励したり育種したことがストレートに本荘由利に合致するかというと、そういうものではないのです。

今、山形県は4つの品種が特Aになっておりますし、新しいつや姫を先ほど価格の相対指数で示しましたが、コシヒカリを上回るコシヒカリというのは、つや姫しかありません。県で奨励品種にすれば、直ちに山形県でつや姫は出すとしています。そういうことを鑑みると、そういうことを今から始める、調査を始めたり研究を始める——現在、確か県の御尽力もあって昨年から2カ所で生育調査をやっているはずですがけれども、継続して要望を強めていって、もし有為であるとするならば、そういう品種を奨励品種にしてもらい、特A米にしてもらい動きでどんどん動きを加速していかなければ、既存の品種ではもう多分、特Aに復活するというのは難しいのではないかと考えています。危機感を持って特A米の戦略を持ってほしいと考えていますので、この件に関して改めてお願いします。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 特A米の取り組みについては、昨年度より管内5カ所で特A米の実証圃を設置して検証に当たっているようでございます。県の奨励品種であるということは、あくまでも県が主導していくものでありますけれども、市といたしましても県や生産者団体、J A秋田しんせいと一体となって要望活動を積極的に展開していきたいと思っております。

そこで、つや姫の導入についてであります。早くから必要と考えまして、秋田県の奨励品種指定について昨年の2月に私が直接呼びかけまして、にかほ市とJ A秋田しんせいの連名で県に要望書を出しているところであります。引き続き県に対し、奨励品種指定について要請してまいりたいと考えております。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） ぜひその動きを加速させながら力強いものにしていただきたいと思っております。

これまで、J Aも認識してるのですが、J Aは売り切ることには主眼を置いてきています。座談会でも認めていたのですが、特A米にことしから力を入れているというようなことは言っていましたけれども、売り切る、これも大事なのですが、本当は、先導する特A米があることによって売り切る力も出てくるのだらうと思っております。秋田97号に関しても、どうも私たちが狙っているような特Aになって云々よりは、ある程度の収量で売り切ることをという戦略に軸足を置いていっているのかなと思わざるを得ない品種なのかなと思っております。やはり他県と競争できる品種があるのは、秋田県では由利本荘なのだという気概を見せる動きを少ししていただきたいと思っております。

最後ですが、3のエネルギー問題について伺います。

木質パウダーボイラーがぼしゃってしまうのかなという思いがあって、まだ前向きなところがあるのでほっとしたところです。基本的なところは、エネルギーの効率もさることながら、停滞している林業の一助になる、活性化したり、林地残材の処分だったり、それから搬出間伐とリンクさせることによっていろんなことに相乗効果があるのでないか。年間数百トンのパウダーにしても、これが広がって行って視察なり、それから森林の整備だったり、それから発電事業だったり、広がるところがありましたので、コス

ト面だけでない多面的なところを市長もおっしゃいましたが、そういうところをぜひもう少し訴えていって、県に採択してもらえるように——コスト面でいくと、和歌山もそうですけれども、インシヤルコストというか、これは補助金がなければどうしても計算上、成り立たないのは県もわかっているはずですよ。やっぱりそういう先進的な技術というところで特に要望していただきたいと思います。

それとあわせて主張したいのは、昭和以前、大正から含めて、私たちの旧鮎川村で、官行造林を行って木を売った暁には無税村を目指そうということで、村の山に植えた先輩から聞いています。それが財産となっていくわけです。今では木材の価値がなくなって資産価値が薄れているわけですが、そういう無税村を目指すために木を植えて行政が売って、住民に還元しようということをやったのと同じように、もし今回、電力の買い取り制度ができていくと、行政側が電力事業をやることによって住民にその利益の還元ができればと思ったのです。これが電力事業者だけに任せておくと、いろいろなコストが価格に反映されるので、電力は安定的に供給されても、市民はそのメリット、金銭的なものを受けづらくなっていくのではないかなど。補償費だったり、負担費だったりということでどんどん加算されていくと思いますので、そういう面で、市がそういうエネルギーだったり電力関係の部分を担うことについて、必ずしも無理があるとはならないのではないかと考えた次第でした。電力買い取り制度の中で、民間が投資できるということは行政が出しても間に合うということでしょうから、そう思った次第でしたので、検討の一助になればと思ったところです。

質問は、パウダーボイラーの多面的機能をもっと県に訴えながら、市の事業、発電事業に関して、鳥海ダムもそうなんですけれども、検討を継続していただきたいということですが、いかがですか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 木質パウダーボイラーの導入については、私自身、機会あるたびに県の方に再三お願いをしております。我々も期待しておりますので、そういう意味では高橋議員と同じ思いでございます。

それから、電力事業についてもこれから継続してまたお願いしてまいりたいと思います。

○議長（渡部功君） 7番高橋信雄君。

○7番（高橋信雄君） 時間を大変使わせていただきましてありがとうございました。終わります。

○議長（渡部功君） 以上で、7番高橋信雄君の一般質問を終了いたします。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

○議長（渡部功君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、報告第21号及び認定第1号から認定第18号、議案第129号から議案第132号、議案第134号から議案第143号並びに議案第145号から議案第157号の計46件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○議長（渡部功君） 日程第3、決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任の件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第18号までの18件については、決算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第18号までの18件については、決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長、議会選出監査委員を除く27名を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました27名を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、特別委員会を本日、本会議終了後、直ちに正庁に招集いたします。

○議長（渡部功君） 日程第4、提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（渡部功君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明6日、7日は各常任委員会、決算審査特別委員会による議案審査、8日、9日は休日のため休会、10日、11日は各常任委員会、決算審査特別委員会による議案審査、12日は決算審査特別委員会主査会議、13日は事務整理のため休会、14日は決算審査特別委員会、15日から17日までは休日のため休会、18日、19日は事務整理のため休会、20日本会議を再開し、各委員会の審査報告、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は、19日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時45分 散 会